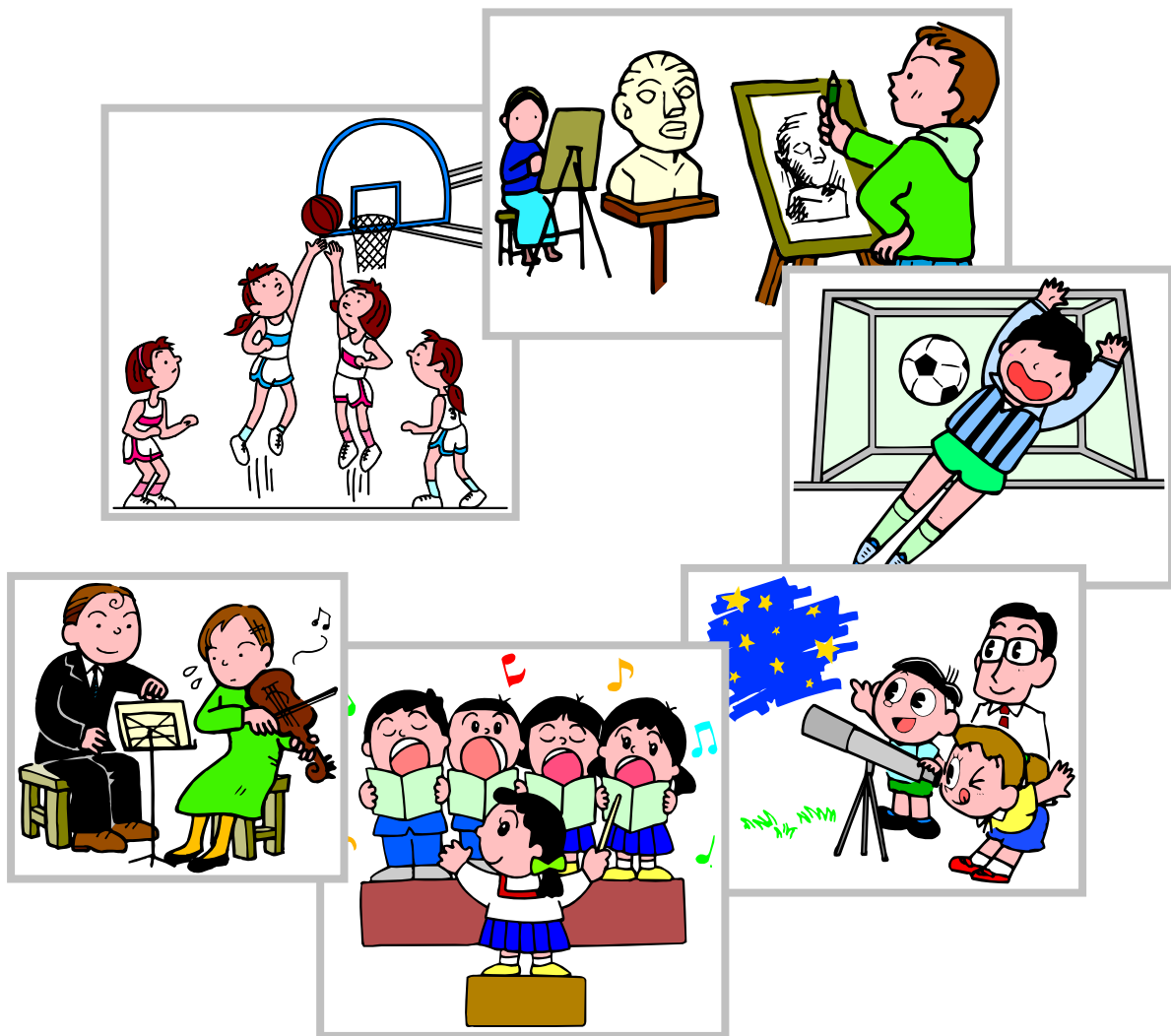


部活動指導者ハンドブック



宇都宮市教育委員会
平成25年12月改訂

は じ め に

部活動は、学校教育の一環として位置付けられた活動であり、学年や学級の枠を越えて、同じ活動に興味・関心がある同好の生徒が自主的に参加するものです。そこでは、生徒がスポーツ・文化・科学・芸術等に触れながら、より高い水準の技術や記録を目指し、互いに教えあったり、励ましあったりしながら、楽しさや喜びを味わうことができます。また、自主性や社会性を育てたり、互いを思いやる心や人間関係をはぐくんだりする効果も期待できます。

しかしながら、本市部活動において加入率の低下や指導者不足、生徒・保護者のニーズの多様化など様々な課題が見受けられることから、本市教育委員会では、平成14年度に「中学校における子どもたちのための部活動（部活動指針）」を作成し、活動内容や土日祝日等の活動など適切な部活動指導の在り方について示してきたほか、技術指導が困難な部活動に対して地域指導者を派遣するため、平成15年度には「宇都宮市部活動地域指導者活用事業」を実施、さらには、平成21年4月に宇都宮市部活動推進計画「うつのみや部活動いきいきプラン」を策定するなど部活動の活性化に努めてきました。

こうした取組を更に効果的なものとするため、平成21年度から「部活動に関する検討会」を設置し、部活動に関する課題の検討を行ってきましたが、その検討の中でこの「部活動指導者ハンドブック」を作成しました。

本書は、部活動に関する基本的な考え方や教職員の役割や外部指導者との連携など部活動を指導・運営するにあたっての基礎的・基本的な事項を整理するとともに、「部活動に関する検討会」での検討結果を盛り込み、できるだけ多くの具体的内容や事例を掲載することで、実際の学校現場で部活動の指導者が有効に活用できる「手引書」であります。

こうした中、昨今の運動部活動における体罰が社会問題になっていることから、本市といたしましては、部活動における体罰の根絶に向け、国が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」を参考に、部活動指導者ハンドブックを改訂しましたので、今後さらに、適切で効果的な指導が行われますよう御活用していただければ幸いです。

なお、本書は市内全小中学校及び宇都宮市部活動地域指導者に配布するほか、本市ホームページや学校向け情報システム（教育情報システムキャビネット）に掲載しますので有効に活用ください。

平成25年11月

宇都宮市教育委員会

教育長 水 越 久 夫

目 次

はじめに

第1章 基本的な考え方

- 1 部活動とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 部活動の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 部活動の位置づけの歴史・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 本市における部活動について・・・・・・・・・・ 3

第2章 部活動の現状と課題

- 1 本市における部活動の現状・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 本市における部活動の課題・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 指導にあたって

- 1 教職員の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 部活動係（部活動担当）の役割・・・・・・・・・・ 9
- 3 外部指導者との連携・協力・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 体罰の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 5 活動計画の立案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 6 安全管理・事故防止・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 7 創部・廃部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 8 合同部活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 9 金銭の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 10 部活動を理由とした指定校変更・・・・・・・・・・ 21
- 11 家庭・地域・関係組織等との連携・・・・・・・・ 22

第4章 活動事例

- 1 活動計画の作成例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 保護者と連携を図った活動例(保護者宛通知例)・・・・ 25
- 3 楽器などを有効に借用した活動例・・・・・・・・・・・・ 27
- 4 外部指導者と連携を図った活動例（1）・・・・・・・・ 28
- 5 外部指導者と連携を図った活動例（2）・・・・・・・・ 29
- 6 基本的生活習慣を重視した部活動運営例・・・・・・・・ 30
- 7 専門外の種目を指導した活動例・・・・・・・・・・・・ 31
- 8 合同部活動の活動例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

第1章 基本的な考え方

(資料編P33, 34参照)

1 部活動とは

部活動とは、**学校が教育活動の一環として設定**し、校長が認めた指導者（顧問）のもと、主に放課後や休日等に行われる任意の課外活動であり、スポーツ・文化・科学・芸術等に興味・関心をもつ同好の生徒が、学級や学年を超えて組織し、部員相互の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の知識、技術や記録を追求することを通して、活動そのものの楽しさや喜びを味わうとともに、豊かで充実した学校生活を創造するものです。

2 部活動の位置づけ

部活動は**学校が計画・実施する教育活動**のうち、教育課程外の課外活動の一つです。

学校の教育活動	
教育課程	教育課程外
<ul style="list-style-type: none">・各教科 ・道徳 ・特別活動・総合的な学習の時間等 <p>(学習指導要領に基づくもの)</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 課外活動 ・休み時間 ・登下校中・その他 <p>(学校が計画するもの)</p>
} 学校管理下の範囲	



3 部活動の位置づけの歴史

部活動の位置づけについては、学習指導要領上では明確な規定がありませんでした。しかし、平成20年3月の改訂でその教育的意義を考慮して、位置付けが明記されました。

【部活動の変遷】

学習指導要領の改訂年	部活動に関する事項
昭和22年(1947年)	教科課程 選択教科「自由研究」の中で実施
昭和26年(1951年)	教科外活動「特別教育活動」の中で「クラブ活動」として実施
昭和44年(1969年) ※高等学校：昭和45年	特別活動A生徒活動「(2)クラブ活動」(必修として教育課程に位置付け)→「部活動」は、教育課程外の活動として実施
平成元年(1989年)	「部活動」の参加をもって「クラブ活動」の履修になる→部活動の代替措置を認める(学校週5日制)
平成10年(1998年) ※高等学校：平成11年	「クラブ活動」廃止→部活動の代替措置が廃止
平成20年(2008年) 3月告示	<p>「総則／指導計画等の作成にあたって配慮すべき事項」の中に、部活動の意義と留意点が明記された。</p> <p>(意義) <u>生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。</u></p> <p>(留意点) <u>学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。</u></p>
<高等学校> 平成21年(2009年) 3月告示	中学校学習指導要領に同じ

4 本市における部活動について

(1) 宇都宮市部活動推進計画「うつのみや部活動いきいきプラン」の策定

部活動は、スポーツ・文化・科学・芸術等に興味・関心をもつ同好の生徒が、学級や学年を超えて組織し、部員相互の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の知識、技術や記録を追求することを通して、活動そのものの楽しさや喜びを味わうとともに、豊かで充実した学校生活を創造するものであり、青少年の健全育成はもとより、本市のスポーツ・文化等の基盤としても、多くの保護者や市民が期待する活動であると言えます。

しかしながら、近年、部活動に対するニーズや保護者の考え方など部活動を取り巻く環境は多様化し、「本市における部活動の今後の方向性」や「部活動や顧問の位置付け」などについても明確にする必要性が出てきました。

このような状況の中、宇都宮市が推進している教育改革の一環として、子どもが目標をもって充実した学校生活を送ることができるよう、教育的意義を踏まえ、一人一人の成長を大切にした部活動の推進が望まれています。そこで、生徒がいきいきと活動し、教師が意欲的に指導できる環境を整備するなど部活動の振興を図るため、学校や行政の基本的な考え方や取組の方向性を明らかにした計画を策定しました。

本計画の中で、「本市における部活動」を次のように位置付けました。

(1) 部活動とは

部活動は教育課程外の活動であるが、学校の教育方針に基づいて計画する教育活動で、生徒の誰もが入部することができる任意の活動である。

(2) 本市における部活動のねらい

- ① 生涯をとおして実践できるスポーツ・文化的活動に関する知識や技能の習得を図り、生涯学習の基礎を培う。
- ② 友だちや、異学年の生徒・顧問等とのかかわりをとおして、豊かな人間関係を構築し、社会性や協調性を身に付ける。
- ③ 自主的・自発的にスポーツ・文化活動に取り組み、自己の目標に向かって努力することにより、強い精神力や忍耐力を身に付ける。

(3) 教職員の役割

平成20年3月に告示された新学習指導要領において、部活動が「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と明確に位置付けられたことを踏まえて、全教職員が協力して部活動運営に当たるようにする。

【「うつのみや部活動いきいきプラン」第2章より抜粋】

(2) 部活動指針「中学校における子どもたちのための部活動」について

宇都宮市では、平成14年に、部活動のあり方等を定めた部活動指針「中学校における子どもたちのための部活動」を策定し、バランスのよい部活動の推進を図ってきましたが、このたび、部活動の意義と留意点や体罰の防止に関する内容を追加するなどの改訂を行いました。

中学校における

宇都宮市部活動指針
平成25年11月改訂

子どもたちのための部活動

<部活動の意義と留意点>

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

(中学校学習指導要領解説総則編より抜粋)

◇ 開かれた部活動

- (1) 部活動の意義や留意点を踏まえた指導を行い、入退部や転部は、生徒の意思を尊重する。
- (2) 保護者に、部活動の意義や学校としての基本方針等を理解してもらう。
 - ① 説明会や部活動参観日等の機会を設ける。
 - ② 大会や練習試合などの日程とともに、活動予定などを早期に周知する。
- (3) 保護者会等を充実させ、連携・協力の在り方等について共通理解を図る。

◇ 部員の自主的・自発的活動

- (1) 部活動設置にあたっては、学校の実情等を考慮し、生徒の希望を生かす。
- (2) 部員の意見等も十分に取り入れ、共に練り上げた活動とする。
- (3) 部長会議等を設けて、部員による自主的な運営を促進する。
- (4) 指導体制を確立し、顧問及び指導者同士において部活動の運営等の共通理解を図る。

◇ 部員一人一人に応じた活動内容

- (1) 発達段階や体力、技能等に応じた活動内容に配慮する。
- (2) 部員一人一人の個性をしっかりと見極め、伸ばす工夫をする。

◇ 顧問の指導力の向上

- (1) 自主研究や運動部活動実技指導者講習会等に参加するなど、指導力の向上に努める。
- (2) 部活動の趣旨を十分に理解し、指導者として生徒や保護者、地域から信頼されるようにする。
- (3) 勝利至上主義に陥らないよう留意し、体罰などの力に頼った指導は行わない。

◇ 部員の健康や生活のリズムを考えた活動計画

- (1) 活動時間は、平日は2時間程度、土・日・祝日や長期休業中でも3時間程度とする。
- (2) 平日(月～金曜日)にも1日以上以上の休養日を設けることが望ましい。
- (3) 練習試合数等も考慮する。

◇ 土・日・祝日等の活動

- (1) 毎週2日以上以上の部活動休養日を設ける。(大会は除く)
 - ① 「家庭の日」の第3日曜日を部活動休養日とする。
 - ② 第1, 第2, 第4, 第5週は、土曜日または日曜日のいずれかを部活動休養日とする。
 - ③ 上記以外に毎週1日以上以上の部活動休養日を設ける。
※ 学校の実情により、学校単位または部活動単位で設定する。
- (2) 祝日等による連休や長期休業中の部活動休養日についても十分配慮する。
- (3) 地域の施設・設備を有効に活用したり、外部指導者の協力を得たりするなど、地域との連携・協力体制を充実させる。

◇ 大会や発表会等への適切な参加

- (1) 適切かつ確実な生徒引率を行う。
- (2) 交通手段には、原則として公共交通機関を利用する。
- (3) 保護者の負担が過重にならないようにする。

第2章 部活動の現状と課題

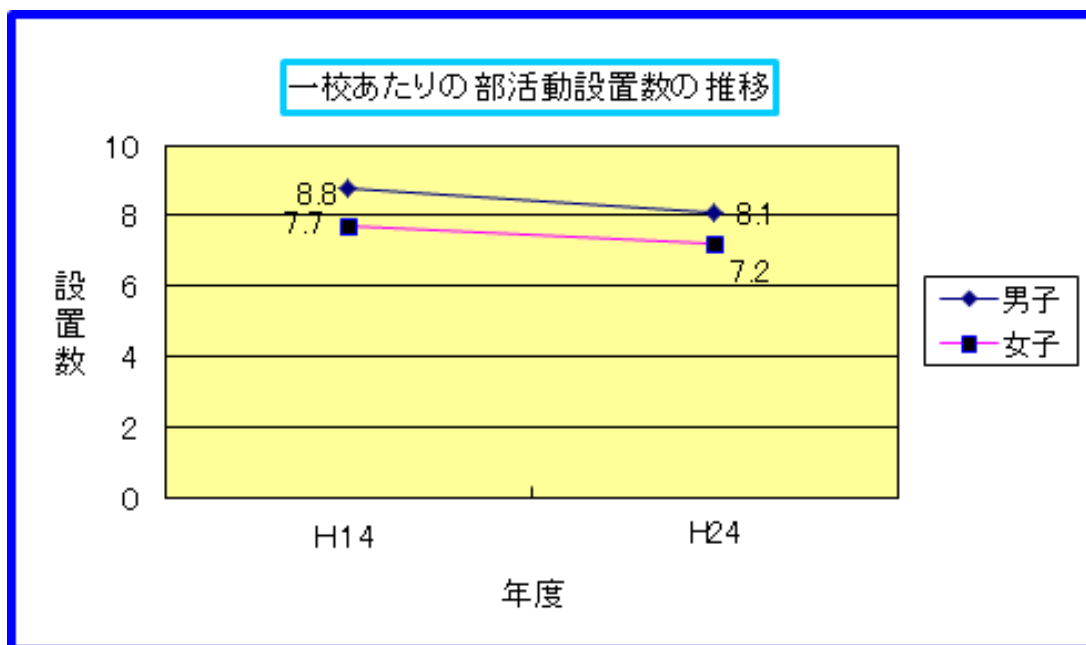
1 本市における運動部活動の現状

(1) 部活動のねらいの捉え方や取り組み方が多様化している。

部活動のねらいや指導内容などが顧問に委ねられており、場合によっては、勝利至上主義に偏ったり、生徒の健康を損ねたりするような指導が行われてしまう可能性があります。

(2) 部活動設置数が減少している。

一校あたりの運動部活動設置数については、生徒数の減少に伴い、少しずつ減少傾向が見られ、男女別にみると平成24年の状況で男子部が8.1であるのに対し女子は7.2とやや低い状況にあります。

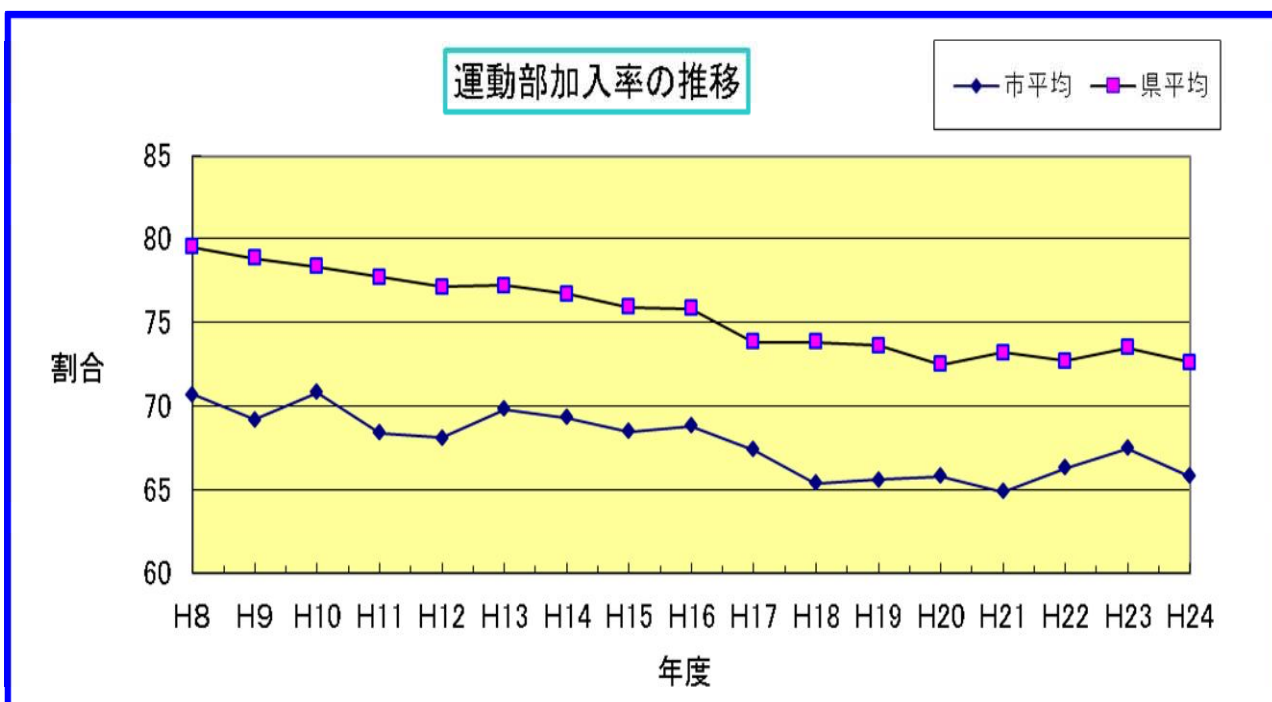


(3) 部活動加入率が低下している。

運動部活動の加入率は、県全体の加入率と比較して低く、年々少しずつ低下する傾向が見られます。その原因として、中学生のニーズの多様化とその受け皿が充実してきたことなどが考えられます。

《運動部活動加入率の推移》

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市平均	70.8	68.4	68.1	69.8	69.3	68.5	68.8	67.4	65.4	65.6	65.8	64.9	66.3	67.5	65.8
県平均	78.3	77.7	77.1	77.2	76.7	75.9	75.8	73.8	73.8	73.6	72.5	73.2	72.7	73.5	72.6



(4) 顧問教員や外部指導者などの指導者が不足している。

生徒数の減少や教員の高齢化などのため、部活動を指導できる教員は不足しています。また、部活動を指導できる教員が不足している学校には外部指導者を派遣していますが、十分とは言えない状況にあります。

(5) 自分の専門外の種目の顧問になる場合が多い。

部活動の顧問になる際、自分がこれまで経験のない種目の顧問になる割合は、過半数の52%です。

(6) 教員、生徒、保護者とも部活動に価値を感じている割合は高い。

部活動に価値を感じている割合は、生徒が 93%、教員が 96%、保護者は 98%と非常に高い状況にあります。

○どんなことに価値を感じているか。

- ・ 健康や体力の向上
- ・ 豊かな人間関係の構築
- ・ 強い精神力を身に付けること
- ・ 専門的な知識や技能の習得 他

(7) 部活動の指導が日常的に勤務時間外にまで行われている。

部活動の指導は、平日の勤務時間外または土曜・日曜・祝日等にも行われている。平成 20 年の 10 月、11 月の平日に平均して 1 時間以上の部活動指導のための時間外勤務を実施したものの割合は 72%であり、日常的に部活動指導が勤務時間外まで行われている状況がみられます。

(8) 部活動の指導に負担が大きいと感じている教員は多い。

部活動の指導に対して、負担が大きいと感じている教員の割合は 96%と非常に高い割合を示しています。

○ 教員の負担となっているもの

- ・ 時間外や休日にまで及ぶ部活動指導が恒常化していること
- ・ 子どもや保護者の要求が高く、それに答えることが難しいこと
- ・ 自分が経験したことのない種目でも指導しなければならないこと など

(9) 生徒や保護者のニーズが多様化している。

生徒の技能や身体能力については、高い者と低い者が一緒に活動しているため、練習メニューなどの活動内容には工夫が必要となります。また、部活動に加入する目的も多様化しており、大会やコンクールなどで上位を目指す者もいれば、仲間づくりや健康の保持増進のために加入している者もいるため、みんなが満足するような活動をすることがとても難しい状況にあります。

《数値は「部活動に関する調査(H19.12)」による》

2 本市における部活動の課題

(1) 指導の充実

○顧問教員や外部指導者などの指導者確保及び資質の向上

全教職員が協力して部活動運営に当たるとともに、技術指導が可能な教員が不足している場合には、地域や関係団体などに外部指導者を依頼し指導者を確保する必要があります。

また、研修会への参加等を通じて顧問教員や外部指導者の指導力向上を図る必要があります。

○顧問教諭の指導環境の改善

部活動の指導が日常的に勤務時間外に及ぶ状況が見られることから、教員の勤務条件や指導時間の確保など指導環境を整備する必要があります。

○部活動における体罰の根絶

部活動の目標が、対外試合やコンクールなどで勝つことに固執した「勝利至上主義」とならないよう、部活動の基本姿勢を明確にする必要があります。

(2) 環境の充実

○部活動の活動時間の確保、部活動設置数や部員数の減少、ニーズの多様化などに対応できる部活動運営の工夫

複数校による合同部活動や部活動に必要な施設・用具の整備など活動機会の確保に努めるとともに、子どもの多様なニーズに対応できるよう部活動運営を工夫するなど、活動環境の充実に努める必要があります。

○部活動中の生徒の健康管理や安全確保

子どもが健康・安全に活動できるよう、施設の衛生管理に努めるとともに、用具を整備するなど、活動環境を整備する必要があります。

(3) 家庭・地域・関係組織等との連携・交流

○家庭の協力や地域との連携

家庭と連携を図り、保護者の協力を得るとともに、地域の行事に参加するなど交流を図り、部活動を推進する必要があります。

○地域スポーツクラブなどとの連携

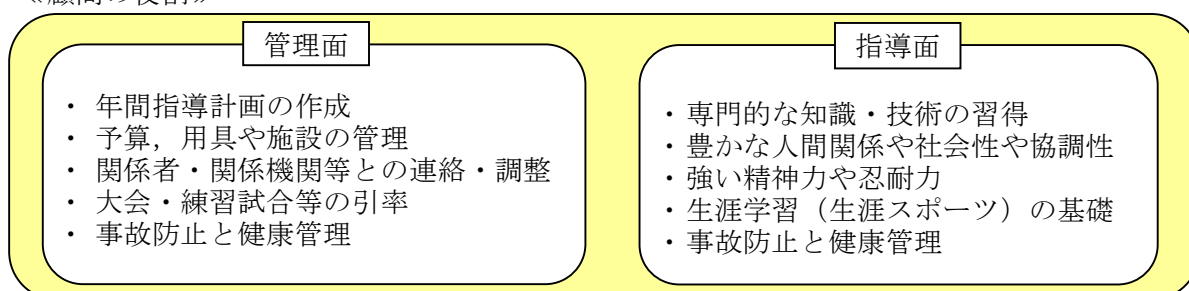
スポーツ少年団や地域スポーツクラブと連携・交流を図りながら部活動を推進する必要があります。

第3章 指導にあたって

1 教職員の役割

部活動は学校教育活動の一環として行われるものであることから、必ず顧問を置き、生徒の指導を担当することになっています。顧問の役割には、主として管理する側面と指導する側面があり、部活動を円滑に運営しています。

《顧問の役割》



《管理面》

顧問は、学校の教育目標に基づき部活動の方針を決め、年間の活動計画を立てます。部活動の基本姿勢を明らかにした上で、作成した年間指導計画を生徒・保護者や関係者へ事前に知らせます。部活動の予算、設備や用具の管理なども行います。また、けがや事故を未然に防ぐために生徒の健康管理や万一の事態に備えた緊急体制等を整備しておくことなどが顧問教諭に求められています。

《指導面》

顧問は、担当する部活動に関する専門的な知識や技術を指導します。その際、部活動を通じて生徒一人一人に達成感や満足感、自己肯定感をはぐくむよう指導上の工夫や配慮をする必要があります。学校行事や生徒会活動等とも密接なつながりを持たせることで、学校への帰属意識を高めたり、望ましい人間関係を構築したりします。

2 部活動係（部活動担当）の役割

各中学校では、校務分掌に部活動係（部活動担当）を位置付けていますが、部活動が円滑に実施できるよう、部活動顧問の割当や外部指導者の申請、また、部活動顧問会議の開催など様々な役割があります。

《部活動係（部活動担当）の役割（例）》

【年度初め】 <ul style="list-style-type: none">○設置部活動案作成○部活動顧問の割振案作成○部活動に関する予算配分案作成○年間計画の取りまとめ○活動場所等の使用割振り作成○「部活動のきまり」等の確認○部活動地域指導者の申請	【年度中】 <ul style="list-style-type: none">○必要に応じて部活動顧問会議を開催 【年度末】 <ul style="list-style-type: none">○部活動の総括<ul style="list-style-type: none">・ 大会結果等の取りまとめ・ 外部指導者の実績報告・ 予算、補助金等の執行状況確認
---	--

3 外部指導者との連携・協力

(第4章 活動事例P28, 29参照)
(資料編 P38, 39参照)

(1) 外部指導者に関する考え方

本市が、平成21年3月に策定した宇都宮市部活動推進計画「うつのみや部活動いきいきプラン」において、外部指導者の確保及び資質の向上などにより部活動を充実させていくという方針が示されています。そこで、本市では専門的な知識や技術指導力を備えた地域の指導者を教育委員会が「部活動地域指導者」として委嘱し、各学校に派遣することにより部活動の活性化を図っています。

(2) 外部指導者の推移

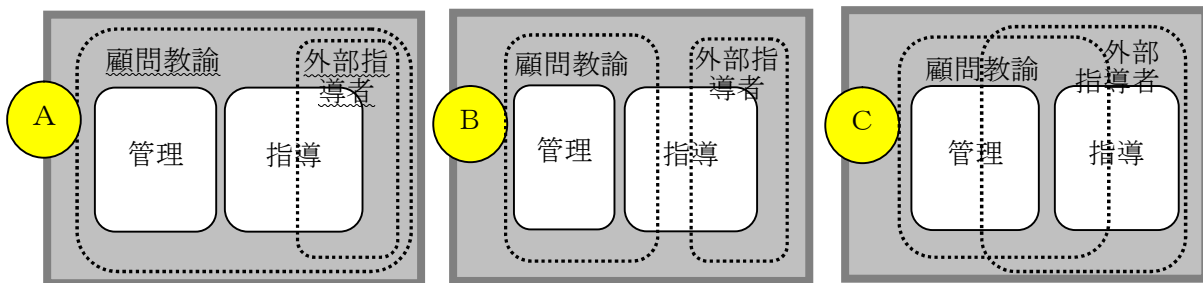
《スポーツエキスパート活用事業・部活動地域指導者活用事業派遣人数の推移》

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
運動部	16	45	48	48	49	49	57	66	74	73	70
文化部		8	9	12	11	11	8	7	8	8	12
合計	16	53	57	60	60	60	65	73	82	81	82

※平成15年度より、市の事業「部活動地域指導者活用事業」が開始

※平成19年度より河内・上河内町の合併より4校増加

(3) 顧問と外部指導者の役割分担の例



A：管理・指導ともに顧問が行い、指導の一部を外部指導者が担う。

B：指導の一部を外部指導者が担う

C：管理・指導ともに連携して行う。

※宇都宮市ではA、B、Cのいずれかの例を参考として顧問と外部指導者が連携を図ります。毎年、年度初めに話し合いを行い共通理解を図ることが大切です。

(4) 外部指導者派遣時の研修等について

外部指導者を派遣する際に、次に示すような研修会や打合せを実施する必要があります。

区分	研修会・打合せ等	内 容
市教委	・部活動地域指導者研修会	・委嘱 ・本市部活動指針 ・事業説明 ・その他事務手続き 他
学校	・各学校による部活動地域指導者研修会 ・校長との面接	・学校経営方針 ・役割の確認 ・部活動に関する考え方 ・安全管理 他
顧問	・部活動地域指導者との連絡調整会議	・指導計画 ・活動時間 ・役割分担 ・生徒についての情報交換 ・部活動のきまり 他

(5) 協力体制の構築

外部指導者が、学校の方針に従って指導面の一役を担えるよう、練習計画の相談や連絡、生徒に関する情報交換など、顧問との協働体制を密にしておくことが大切になります。学校にとって部活動指導の補助をする外部指導者は、学校教育への重要な協力者です。そのため、各部の外部指導者を対象に説明会を行ったり、生徒や保護者に対して導入の理由や期待できる効果などを説明したりすることも有効です。顧問、保護者、外部指導者の三者が共通理解のもとで、協働して生徒を指導する体制がつくられることにより、充実した部活動運営が期待できます。

なお、一時的（短期）に外部指導者を依頼する場合にも、校長の承認を得た上で、通常の外部指導者と同じ考え方で協力を依頼することが大切です。

(1) 体罰とは

体罰については、平成23年3月13日に文部科学省から通知された「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」において、次のように記載されています。

教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。・・・その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

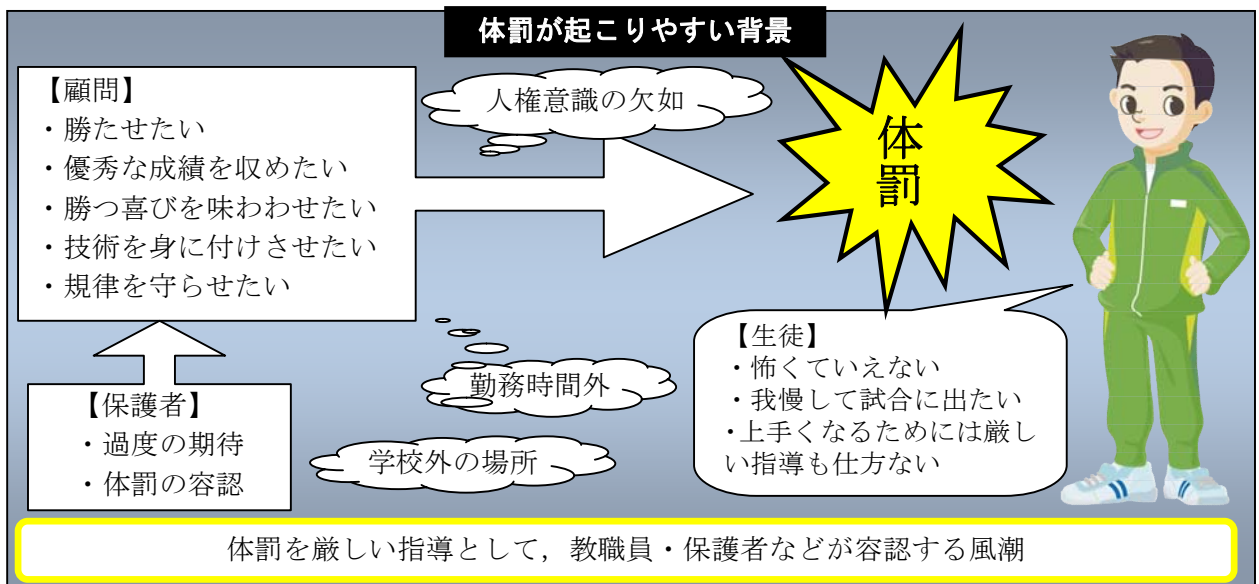
(2) 本市の体罰発生件数 (H15～H24) ※H24 は実態調査を実施

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
小学校	0	3	1	0	1	0	0	0	0	6
中学校	2	2 (2)	6 (2)	0	2	1	2	1	2 (2)	10 (5)
合計	2	5 (2)	7 (2)	0	3	1	2	1	2 (2)	16 (5)

() は部活動指導中の件数

(3) 部活動において体罰が起こりやすい背景

- ① 保護者等の過度の期待や、教職員自身の成績や結果に対する固執から、勝利至上主義に陥ることがある。
- ② 人権意識の欠如から、人格を無視した言動を行い、体罰に発展してしまうことがある。
- ③ 生徒の技術や精神力を向上させようとするあまり、過度な負荷を与えたり、力に頼った指導を行ったりすることなどが、体罰に発展してしまうことがある。
- ④ 部毎に異なった目的や方法で活動するため、閉鎖的な状況になりやすく、部活動に対する誤った認識が体罰を容認したり正当化したりすることがある。
- ⑤ 教職員や保護者の中には、体罰を厳しい指導として容認する風潮がある。



(4) 肉体的・精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導の区別

(文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン (H25.5)」一部抜粋)

肉体的・精神的な負荷や厳しい指導として認められるものと、体罰又は不適切な指導として許されない指導について具体的な事例を次に示します。

【体罰ではない指導例】

① 通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

・バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。

② 学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

・試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。

③ 有形力の行使であるが正当な行為(通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為)として考えられるものの例

・練習中に、危険な行為を行い、当該生徒又は関係の生徒に危害が及ぶ可能性があることから、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが従わないため、生徒の腕を引っ張って移動させる。

【体罰・不適切な指導例】

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

(ア) 殴る、蹴る等。

(イ) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

【例】・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。

・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。

(ウ) パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為嫌がらせ等を行う。

(エ) セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

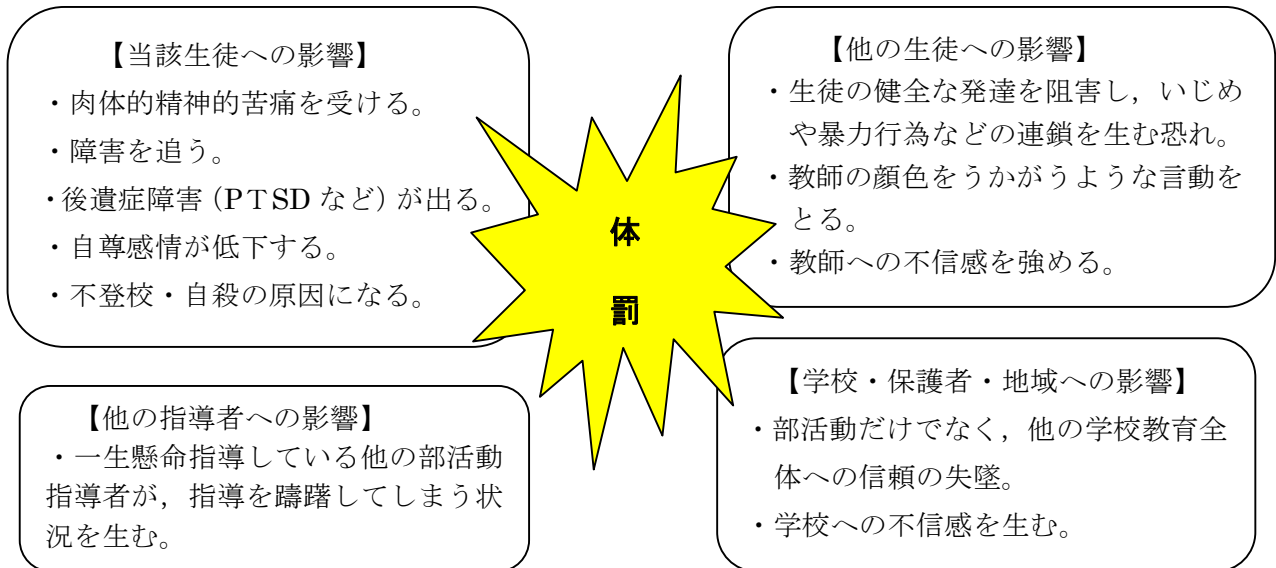
(オ) 身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりするような)な発言を行う。

(カ) 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

(5) 体罰事件の学校教育の悪影響

体罰は、体罰を受けた生徒のみならず、その場にいた生徒の心身にも大きな傷を負わせることとなります。その傷は、時には深刻化することもあり、生徒に怒りや無力感などを増大させ、不登校や自傷行為の原因となることもあります。また、暴力を容認し、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れが懸念されます。

さらには、体罰を行っていた教職員が処分を受けるだけでなく、学校全体の信頼を失墜することにもつながり、ひいては、他の教職員が毅然とした指導を躊躇してしまうような影響も考えられます。



(6) 部活動において体罰を起こさないために

体罰を未然に防止するためには、学校が保護者や地域と連携を図り次のような取組を行うことが望ましいと考えます。

- ① 教職員が部活動本来の趣旨について理解を深め、勝利至上主義に陥らないようにする。
 - ・「中学校における子どもたちのための部活動」の周知徹底を図る。(P4参照)
- ② 教職員が指導力向上を図る
 - ・人権感覚を磨き、体罰に頼らない指導力を身に付ける。
 - ・同じ種目の顧問同士が連携し、指導方法などについて研鑽する。
 - ・中学校体育連盟等が主催する研修会等へ参加し、専門的な指導力の向上を図る。
- ③ 校内研修や部活動顧問会議を実施する。
 - ・体罰に関する認識を深める。
 - ・体罰を容認する雰囲気を払拭する。
 - ・体罰の未然防止に恒常的に取り組む
- ④ 指導者が生徒や保護者などと話しやすい雰囲気をつくり、日頃からコミュニケーションを図る。
- ⑤ 管理職者や部活動指導者、保護者などが、連携し体罰を容認しないような環境づくりに努める。
 - ・部活動推奨リーフレットなどを活用して、部活動のあり方や体罰防止に対する取り組み方について周知・啓発する。
 - ・学校や部活動の保護者会を通じて、体罰を根絶するための取り組みについて確認する。

5 活動計画の立案

(第4章 活動事例P20, 21参照)

(1) 活動計画に基づく指導

部活動は学校教育の一環であることから、生徒が自主的・自発的に参加するという本来の趣旨を大切にいくことが重要です。顧問は、生徒の個性を把握・尊重し、その願いに答えられるようにするため、年間を通じての活動について様々な工夫をしていくことになります。また、知識や技能、体力の向上を図るだけでなく、学校行事や生徒会活動等とも密接なつながりをもたせ、学校の教育目標を踏まえた組織的な運営ができるよう部活動を位置付け、活動計画を立てます。

活動計画としては、長期的な視点から「年間活動計画」や月・週別などの短期的な「活動計画」などが考えられますが、その中に、出場する大会やコンクールなどを明記するとよいでしょう。その際、学校生活などとのバランスを考慮し、時間的または経済的に生徒や保護者の負担過重にならないよう配慮することが大切です。



(2) 活動計画の作成

活動計画の作成にあたっては、毎週2日以上部活動休業日を設けることを位置づけた「部活動指針」を基本とし、過度な活動とならないよう、学校生活とのバランスを考慮した活動日数や活動時間を保つなどの教育的な配慮が求められます。また、部活動の目標が、対外試合やコンクールなどで勝つことなどに固執した「勝利至上主義」とならないよう、部活動の基本姿勢を明確に示すことも大切です。

(3) 活動計画の周知

部活動の基本姿勢を明らかにした上で、作成した年間の活動計画を生徒に示すだけでなく、保護者や関係者に事前に知らせておくことにより、共通理解を図ることが大切です。また、月毎の計画や大会毎の計画なども必要に応じて作成するとより理解が深まり、よい部活動運営ができます。

(4) 参加する大会やコンクール

様々な大会やコンクールなどに参加し、日ごろの練習の成果を試すこと、生徒の活動機会を確保することは大切なことです。しかしながら、近年、参加可能な大会やコンクールが増え、生徒や保護者、または指導者に過度の負担がかかる状況もみられます。

なお、合宿などを実施する場合は、大会参加同様に事前に管理職に相談した上で、年間計画に位置付け、保護者にも早めに周知することが大切です。

《大会やコンクールの参加についての留意点》

- 大会やコンクールの参加予定を年間計画に位置付け、生徒や保護者に事前に周知しましょう。
- 学校生活や家庭生活とのバランスに配慮し、計画的に取り組みましょう。
- 保護者の経済的な負担も考慮して計画的に取り組みましょう。
- 公式戦以外は、土曜・日曜のどちらかを休みと位置づけた「部活動指針」を踏まえて、計画的に参加しましょう。

(1) 安全管理・事故防止に関する考え方と留意点

部活動は学校教育の一環として行われる活動であることから、授業中や学校行事などと同様に生徒の安全に配慮しなければなりません。部活動における事故は、身体活動を伴う運動部活動はもちろんですが、科学部の実験中や吹奏楽部の楽器を運ぶ際の事故など文化部の活動中にも考えられます。また、生徒同士のけんかやサッカー部において生徒が蹴ったボールが校外に出て、車に当たってしまったようなものも事故として考えなければなりません。これらは、いずれも学校管理下の事故となります。

なお、部活動顧問会議等において安全管理や事故防止のための約束事を決めたり、定期的に情報交換したりすることや、保護者会等に協力を依頼し安全管理体制を整備することも、有効であると考えられます。

《事故防止のための留意点》

- 生徒の心身の発育・発達や体力・技能等を適切に把握して活動計画を立てる。
- 安全面から指導方法の工夫に努め、顧問が活動場所に不在の場合は、生徒同士による活動内容・形態を安全に十分に配慮した内容とする。
- 生徒の生活状況や体調等に応じた活動にする。特に、新入部員の健康管理には十分留意する。
- 施設・設備・用具の点検はもとより、外部指導者や保護者などとの連携・協力により安全を確保する。

《万が一事故が発生した場合の留意点》

- 事故の状況や程度等を的確に把握し、迅速で適切な判断に基づく処置を行う。
- けがの場合は、負傷者はもとより、周囲の者にも動揺を与えないよう配慮し、可能な応急手当を実施する。
- けがの程度にかかわらず、管理職、保護者に連絡する。
- 事故発生の状況や緊急対応処置等について正確に記録しておき、医師や保護者への説明、報告書の作成、今後の事故防止対策の資料とする。

《初期対応のポイント》

- けがをした生徒と保護者や被害者に対して迅速かつ誠意をつくした対応をとることが大切です。
- 具体的には、状況把握及び応急処置、二次災害の防止、保護者との連携、関係機関との連携などが考えられます。

《学校での取組例》

- 養護教諭不在時にけがや事故が起こった場合の応急手当について、特に、けがや事故につながりやすい運動部には、あらかじめその種目で起こりやすいけがの対処方法を顧問が部員に指導している。(RICE 処置・テーピング法・包帯法)
- 試合などで学校外に出かけるときは、各部活で救急箱やアイシングをするための氷を用意し、早急に対応できるようにしている。
- 近隣の医療機関一覧を作成し、緊急時の場合、早急に病院に搬送できるようにするとともに、連絡体制を整備している。

緊急時連絡先（医療機関一覧）

けがの部位	診療科	病院	診療時間	連絡先
頭	脳神経外科	〇〇病院		TEL〇〇〇-〇〇〇〇
眼	眼科	〇〇病院		TEL〇〇〇-〇〇〇〇
耳・鼻	耳鼻科	〇〇病院		TEL〇〇〇-〇〇〇〇
口	口腔外科・歯科	〇〇病院		TEL〇〇〇-〇〇〇〇
手・足	整形外科	〇〇病院		TEL〇〇〇-〇〇〇〇
出血	外科	〇〇病院		TEL〇〇〇-〇〇〇〇

(2) 熱中症について（資料編「熱中症について」P 37 参照）

校庭や体育館などで活動する運動部はもとより、屋内で活動することが多い文化部においても熱中症にかかることが考えられることから、熱中症予防対策の徹底と発生が疑われる際の対応などについて、全教職員及び地域指導者が共通理解を図る必要があります。

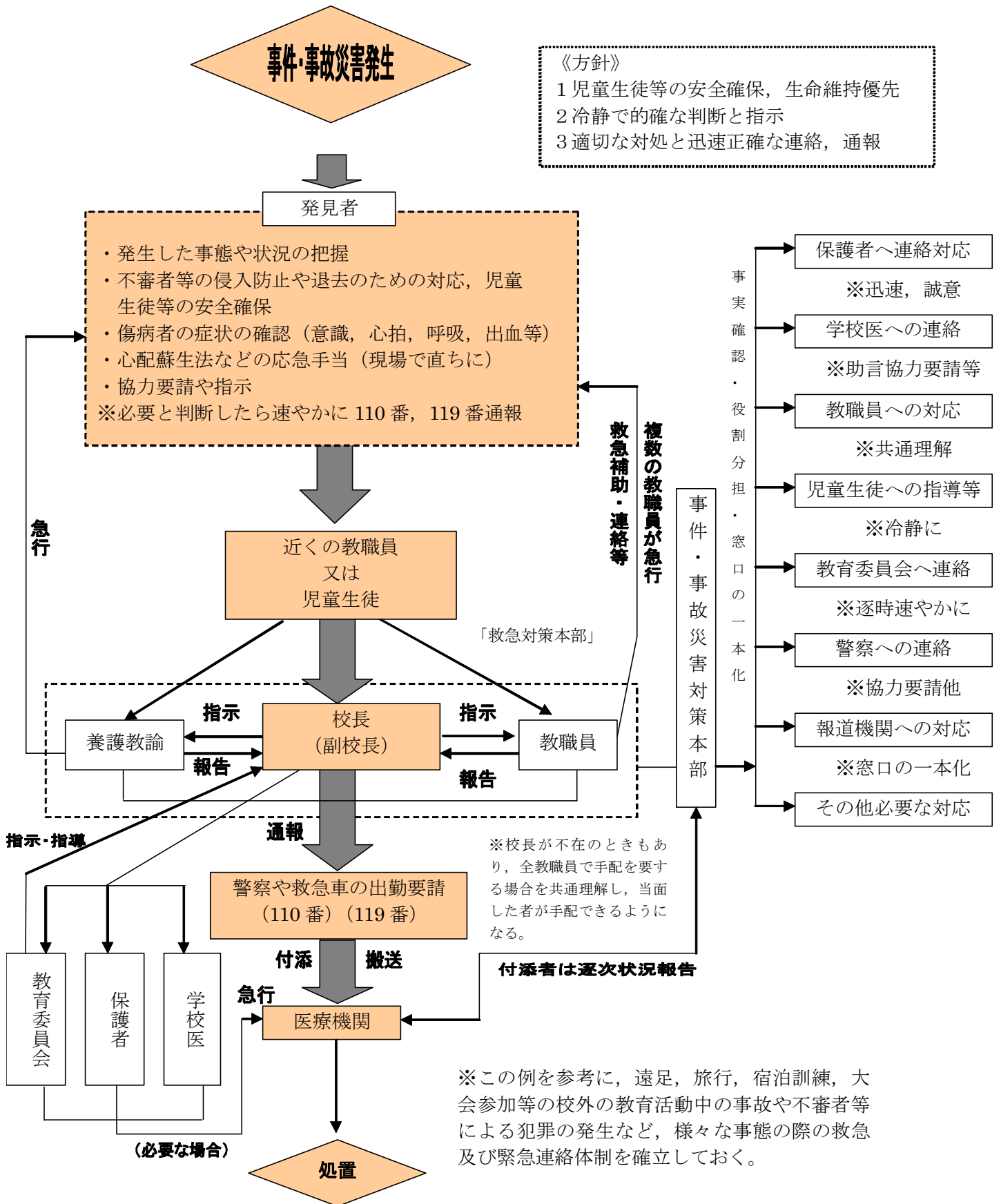
(3) AEDについて（資料編「AEDについて」P 38 参照）

宇都宮市では、児童生徒や学校施設利用者などに、心停止など救命措置を施す必要が生じた際に、適切な救命措置を行い蘇生できるようにするために、全公立小中学校にAEDを設置しました。緊急時には児童生徒はもちろん、学校利用団体等にも使っていただくことができます。

【各学校への通知内容】

- ◇ 心肺蘇生法（AEDの使用法も含む）の研修を毎年実施すること。
 - ※ 市教育委員会にて心肺蘇生訓練モデル「アンブマン」と「AEDトレーナー」の貸出しを行っています。希望する学校は、学校健康課学校保健体育グループ宛(632-2756)電話にて予約願います。
- ◇ バッテリーが使用可能かどうかを定期的を確認すること。
- ◇ AEDは緊急時に使いやすい場所に設置し、設置場所がわかるよう表示をすること。
- ◇ AEDの設置場所や使用方法等については、保護者や学校施設利用者などにも継続的に周知すること。

(4) 事件・事故災害発生時の対処, 救急及び緊急連絡体制 (例)



『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育(文部科学省 H22.3) より抜粋

(5) スポーツ障害について

運動部の活動にけがはつきものであり、残念なことに、けがを完全に予防することは困難です。軽いけがでもスポーツを行う上では、大きな影響があることから、日ごろからけがの予防を心がけることは大切なことです。

スポーツの中でも競技レベルが高くなる程、けがの程度も重くなる恐れもあり、又練習量が増えると「使い過ぎ症候群」と呼ばれる故障が発生しやすくなります。

この様に運動の繰り返しは、運動器官に何等かの変化を来たすものであることを十分認識して行なうことが大切であり、特に成長期のスポーツ運動は、それが偏ったり、過度になると、骨、軟骨、関節などに悪影響を及ぼし、多くの障害を引き起すことは明らかです。

最近では、個々のスポーツによって起こり易い障害については、その病態の解明や治療法など著しい進歩がみられます。

しかしすでに発生した、多くのスポーツ障害が不可抗力によって生ずる場合より、予防し得たと考えられる場合が多く、発生予防への努力が何よりも大切です。

「スポーツ障害の基本的予防策」

- 選手個々の平素からの身体的、精神的なコンディショニング
- 自己能力の正しい認識
- オーバートレーニングを避ける
- 十分なウォーミングアップとクーリングダウンの実施
- 競技ルールの順守
- 粗暴プレーの禁止
- 設備や用具の点検整備
- 環境、気象状況等の把握

《脳脊髄液減少症という病気があります》

(資料編P 39参照)

スポーツ外傷等の後に、脳脊髄液が漏れ出し減少することによって、起立性頭痛（立位によって増強する頭痛）などの頭痛、頸部痛、めまい、倦怠、不眠、記憶障害など様々な症状を呈する疾患です。髄液は、血液から作られる無色透明な液でクモ膜下腔を循環しており、脳や脊髄を衝撃から守ったり、脳や脊髄の機能を正常に保つ働きがあります。

スポーツ外傷等が発生した後、児童生徒等に頭痛やめまい等の症状が見られる場合は、速やかに医療機関を受診させてください。

また、原因不明で治療などを受けていない児童生徒や保護者には、「脳脊髄液減少症」という病気があることを伝えてください。



(6) 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、学校の管理下における児童生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）について、児童生徒の保護者に対し災害共済給付（負傷・疾病に対しては医療費総額の3割と、お見舞金として医療費総額の1割を加算した額を給付、負傷・疾病により身体に障害が残った場合は障害見舞金を給付、また死亡した場合は死亡見舞金を給付）を行い、学校安全の普及充実等を行うことを目的としています。日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、国、学校の設置者、保護者の三者による互助共済制度です。

部活動についても、学校管理下であるので災害給付の対象となりますが、校長の承認の上で計画的に行われる活動であることが前提となります。

《請求事務について》

- ・各学校は、毎月4日までに、災害共済給付オンライン請求システムに災害報告書等の入力をするとともに、市教委に「医療等の状況」等の請求に必要な書類を、送付する。
- ・市教委は、毎月10日までに、災害共済給付オンライン請求システムに請求の入力をして支払請求書を作成するとともに、日本スポーツ振興センターに「医療等の状況」等の請求に必要な書類を送付する。

《給付の範囲》

災害の種類	災害の範囲	給付金額
学校の管理下での負傷・疾病	・療養に要した費用の額が、5,000円以上のもの ・給付事由が生じた日から2年以内に申請 ・医療費支給期間10年間	・療養に要した費用として健康保険診療の本人負担分（医療費総額の3割）と、療養に伴って要した費用（医療費総額の1割）を加算した額
障害見舞金	1級から14級に区分	第1級（両眼失明、言語機能失等） 金額 3,770万円 第14級（一眼のまぶたの一部欠損） 金額 82万円
死亡見舞金	一般の場合 突然死、通学中の場合	金額 2,800万円 金額 1,400万円

《給付金の支払い》

- ① 日本スポーツ振興センターで受付・審査・決定後、市教委に医療費支払通知書が送付され、市の口座に給付金が入金になります。
- ② 市教委は、各学校に医療費支払通知書を送付し、給付金を振り込みます。
- ③ 学校から保護者に給付金を支給します。

7 創部・廃部

部活動の創部については、生徒の希望者がいることはもちろんですが、その他にも指導者や活動場所の確保など様々な問題もあります。

また、廃部についても、部員の減少や指導者不在により部活動運営が困難になった場合が考えられます。

近年、本市においても、全国同様に、生徒の希望者が集まっても、教員数が減少しているため創部が困難な状況も数多く見受けられます。

各学校においては、創部・廃部に関する考え方を整理し、必要に応じて保護者等にも周知を図ることが大切です。ここでは、各学校が基準を決める際に参考とするための例を示します。

《部活動創部・廃部に関する考え方（例）》

《設置種目について》

- ①栃木県中学校体育連盟に専門部が設置されている種目。
- ②栃木県中学校文化連盟主催のコンクール・芸術祭などにおいて活動機会があるもの。
- ③地域に専門的な知識や技能を有する指導者がおり、長期的に継続して外部指導者としての協力が得られるもの。
- ④生徒や顧問教員に専門的な知識や技能がなくても、生徒の自主的な取り組みにより活動が可能なもの。

《創部について》

- ①《設置種目について》の①から④のいずれかの条件を満たしていること。
- ②団体種目の場合、入部を希望する生徒が継続して大会参加可能な人数(大会等がない場合は活動可能な人数)を確保できる見込みがある場合。
- ③大会引率を伴う部活動の場合は、複数の顧問教諭が長期的に確保できる見込みがある場合。ただし、顧問の一人は外部指導者でもよい。

《廃部について》

- ①大会等がある部の場合、2年間連続して大会に参加できない状況が続いた場合。
- ②大会等がない場合は、1年以上活動が困難な状況が続いた場合。
- ③顧問教員の不足や減少により、学校として部活動運営が困難になった場合。

8 合同部活動

(資料編 P40参照)

(1) 趣旨

各中学校の小規模化、指導できる教員の不足などの課題を抱え、生徒の興味・関心に応じた部活動の設置・運営に困難な状況が出てきています。

そこで、単独校での大会参加や練習などの活動が困難な中学校について、生徒の部活動の活動機会を確保するための方法として、合同部活動も有効です。

(2) 実施期間

原則として1年間(年度単位)としますが、新入部員の加入状況や3年生引退後の部員数などを踏まえ弾力的に期間を設定します。その際、実施前に当該校と保護者で話し合う必要があります。

(3) 実施上の留意点

- 実施にあたっては、生徒の在籍校並びに受入校の校長の承認を得る必要があります。
- 参加生徒及び保護者は、受入校の部活動規定(規約)に従って活動するとともに、活動中は受

入校の生活指導に従うことへの同意が必要です。

- 各種大会の参加等については受入校が関係の連盟・団体と連絡を取り対応します。
- 活動場所への移動については、顧問と保護者が話し合い安全確保に努める必要があります。
- 活動中及び移動中の事故については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付が適用されます。

(4) 大会参加について

合同部活動として活動するチームが宇都宮市中学校体育連盟及び栃木県中学校体育連盟主催の大会に参加を希望する場合は、「栃木県中学校体育連盟合同チーム編成規程」に基づき、申請する必要があります。（「栃木県中学校体育連盟合同チーム編成規程」資料編〇ページ参照）

9 金銭の取り扱い

顧問教諭が部活動の運営経費を取り扱う場合は、必ず出納帳を付け管理職者が定期的に確認する必要があります。また、複数の顧問教諭がいる場合は、出納の状況をお互いに確認できるようにします。そして、毎年度毎に保護者会等において決算報告を行います。

保護者が出納事務を取り扱う場合は、毎年、保護者会において決算報告を行うほか、保護者会が会計監査を行うよう依頼しましょう。

10 部活動を理由とした指定校変更

(資料編P41～45参照)

宇都宮市教育委員会では、学齢児童生徒が就学するにあたって、通学時間・距離、学校の規模などを勘案して、あらかじめ小中学校の通学区域を設定し、就学すべき学校を指定していますが、児童生徒の個々の状況などにより、特例として就学指定校の変更を認めています。

部活動を理由とした変更も次のとおり認めています。本人が行きたい学校へ行けるわけではなく、希望する部活動があり、且つもっとも通学しやすい学校に指定校を変更することになります。

なお、指定校変更の要件に、生徒の当該種目に関する力量や、変更先の学校に専門的な指導ができる顧問がいるか否かは含まれず、あくまで活動できる環境を提供することが本規定の趣旨であることを説明し理解を得る必要があります。

【指定校変更基準】

区 分	内 容
種 類	部活動への参加
許可基準	・一年以上の活動実績があり、活動継続希望の運動・文化活動を内容とする部が、就学指定校にない場合、または、指定校で廃部となった場合 ※変更先は近隣の学校
期 間	・中学校卒業まで
添付書類	・活動実績がわかる書類

(1) 家庭との連携（第4章活動事例2参照）

保護者との信頼関係を築き、保護者に部活動を正しく理解してもらうことは、部活動の運営上欠かすことのできないことです。ここでは、想定される連携の場を例示します。

《想定される連携の場》

- ・ 全校の保護者会などの機会を利用し、学校としての部活動に対する考えを明確にする。
- ・ 毎年1回は保護者会を開催し、顧問教諭は部活動の指導方針を説明する。
- ・ 保護者会長会の開催により情報の共有化を図る。
- ・ 活動計画表・部活動便りなどを発行し、情報の共有を図る。
- ・ 保護者会費について、使途や徴収額などを話し合っ決定し、事後に会計報告を行う。

その他

(2) 地域との連携

部活動として地域の行事へ参加したり、ボランティア活動に参加したりすることは、地域から理解される学校づくりとしてもとても有効です。また、生徒の活動機会を広げ、中学生としての自覚を持たせる上でも有効な活動です。ここでは、想定される連携の場を例示します。

《想定される連携の場》

- ・ 地域学校園内の運動会等に補助員として協力する。
- ・ 地域学校園内の小学6年生を対象に、中学校が部活動体験を行う。
- ・ 地域の清掃活動にボランティアとして参加する。
- ・ 地域のお祭りにおいてダンスや演奏などの発表を行う。
- ・ スポーツ少年団や地域スポーツクラブ等と交流や合同練習、試合などを行う。

その他

(3) 関係組織等との連携

中体連・中分連、企業、プロスポーツチーム、高校・大学など関係組織等との連携・交流を図り、部活動の活性化を促します。

《想定される連携の場》

- ・ 中体連や中分連などと連携し、大会・発表会などの円滑な運営を図る。
- ・ プロスポーツチームの選手を各学校に派遣し、部活動の活性化を図る。
- ・ 企業の持つ専門性や施設・設備などを部活動で活用するしくみを作る。
- ・ 小学校や高校との合同練習会を開催する。
- ・ 大学生を外部指導者として招き、指導の充実を図る。

その他

(4) 市教委の取組

部活動について保護者や地域、関係機関の理解と協力が得られるよう、情報発信や協力依頼を行います。

《想定される取組》

- ・ 生徒・保護者宛リーフレットの作成
 - 部活動の趣旨
 - 部活動の位置付け
 - 部活動の現状や課題
 - 望ましい部活動の在り方
- ・ プロスポーツチームへの指導者派遣に係る協力依頼
- ・ 大学への連携依頼

第4章 活動事例

1 活動計画の作成例

(1) 年間計画表

年間計画表は、1年間の見通しをもって活動する上でとても重要なものです。顧問が月毎・週毎の活動計画を立てる際に役立つとともに、生徒や保護者も活動の見通しをもつことができるので、家庭生活や学業との両立しやすくなります。年間計画表には、その部活動の大会はもとより、学校行事なども記入しておくとい良いでしょう。

2009年度 ○○部年間予定表											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1水	1金	1月	1水	1土	1火	1木	1日	1火	1金	1月	1月
2木	2土	2火	2木	2日	2水	2金	2月	2水	2土	2火	2火
3金	3日	3水	3金	3月	3木	3土	3火	3水	3日	3水	3水
4土	4月	4木	4土	4火	4金	4日	4水	4金	4月	4木	4木
5日	5火	5金	5日	5水	5土	5月	5木	5土	5火	5金	5金
6月	6水	6土	6月	6木	6日	6火	6金	6日	6水	6土	6土
7火	7木	7日	7火	7金	7月	7水	7土	7月	7木	7日	7日
8水	8金	8月	8水	8土	8火	8木	8日	8火	8金	8月	8月
9木	9土	9火	9木	9日	9水	9金	9月	9水	9土	9火	9火
10金	10日	10水	10金	10月	10木	10土	10火	10木	10日	10水	10水
11土	11月	11木	11土	11火	11金	11日	11水	11金	11月	11木	11木
12日	12火	12金	12日	12水	12土	12月	12木	12土	12火	12金	12金
13月	13水	13土	13月	13木	13日	13火	13金	13日	13水	13土	13土
14火	14木	14日	14火	14金	14月	14水	14土	14月	14木	14日	14日
15水	15金	15月	15水	15土	15火	15木	15土	15火	15金	15月	15月
16木	16土	16火	16木	16日	16水	16金	16月	16水	16土	16火	16火
17金	17日	17水	17金	17月	17木	17土	17火	17木	17日	17水	17水
18土	18月	18木	18土	18火	18金	18日	18水	18金	18月	18木	18木
19日	19火	19金	19日	19水	19土	19月	19木	19土	19火	19金	19金
20月	20水	20土	20月	20木	20日	20火	20金	20日	20水	20土	20土
21火	21木	21日	21火	21金	21月	21水	21土	21月	21木	21日	21日
22水	22金	22月	22水	22土	22火	22木	22日	22火	22金	22月	22月
23木	23土	23火	23木	23日	23水	23金	23月	23水	23土	23火	23火
24金	24日	24水	24金	24月	24土	24火	24木	24土	24日	24水	24水
25土	25月	25木	25土	25火	25金	25日	25水	25月	25木	25土	25土
26日	26火	26金	26日	26水	26土	26月	26木	26土	26火	26金	26金
27月	27水	27土	27月	27木	27日	27火	27金	27月	27水	27土	27土
28火	28木	28日	28火	28金	28月	28水	28土	28月	28木	28日	28日
29水	29金	29月	29水	29土	29火	29木	29日	29火	29金	29月	29月
30木	30土	30火	30木	30日	30水	30金	30月	30水	30土		30火
	31日		31金	31月		31土		31木	31日		31水

○その他、記入できそうなもの

- ・ 月ごとの下校時刻
- ・ 練習内容の強度
- ・ 学校行事や地域の行事
- ・ 定期テスト
- ・ 試合期と鍛錬期の区別

など



(2) 月間予定表

月間予定表は、練習や試合の予定だけでなく、学校行事なども記載しておくこと、部活と学校生活の両立を図るうえでも見通しを持ちやすい。

〇〇部 月間予定表

7月

月	火	水	木	金	土	日
6/ 29 学年朝会 委員会 学業乱用防止教室 企画委員会	30	7/ 1	2	3 1期終了 スタート確認テスト②	4 〇〇大会 6:30 学校集合 〇〇会場 ※弁当	5 〇〇大会 6:30 学校集合 〇〇会場 ※弁当
7:00~7:50 15:30~19:00	7:00~7:50 16:30~19:00		7:00~7:50 16:30~19:00	7:00~7:50 16:30~19:00		
6 2期開始 スタート再テスト 地区大会申込み〆切	7 冒険活動(1年)	8 冒険活動(1年)	9 冒険活動(1年) 総体地区代表者会議	10 冒険活動(1年)	11 8:00~12:00 〇〇中	12 REST
	7:00~7:50 16:30~19:00		7:00~7:50 16:30~19:00	7:00~7:50 16:30~19:00		
13 専門委員会 アルミ缶回収(-15日)	14	15 登校指導 生徒朝会(社行会) 職員会議	16	17 午前日課 全校集会	18 REST	19 8:00~12:00 〇〇中
7:00~7:50 15:30~19:00	7:00~7:50 16:30~19:00		7:00~7:50 16:30~19:00	7:00~7:50 15:30~18:00		
20 総体宇河地区大会 6:30 学校集合 〇〇会場 ※弁当	21 総体宇河地区大会 6:30 学校集合 〇〇会場 ※弁当	22 REST	23 8:00~12:00 〇〇中	24 8:00~12:00 〇〇中	25 総体県大会 6:30 学校集合 〇〇会場 ※弁当	26 総体県大会 6:30 学校集合 〇〇会場 ※弁当
27 REST	28 8:00~12:00 〇〇中	29 REST	30 8:00~12:00 〇〇中	31 8:00~12:00 〇〇中	8/ 1 8:00~12:00 〇〇中	2 REST

〇月間予定表に入れておくといよもの

- ・朝練や放課後練習の有無
- ・大会の集合場所や会場
- ・ユニフォームの着用等
- ・練習の開始時刻と終了時刻(終了時刻はおおよその時間でも可)
- ・練習試合や学校以外の場所で練習を行うときの交通手段
- ・弁当の有無

(3) 週ごとや鍛錬期の予定表(練習メニュー)

・時期によってメニューが変わるような種目では、週ごとの予定を作成しておくこと便利です。

陸上競技部 練習メニュー

2000.9.15(月)~9.21(日)

◆週の見直し: 学校行事との両立! 限られた時間を有効に使うようにする。準備や行動が素早くできるようにして、その日のメニューはやり切れるようにする。

月/日	強度	短距離	ハードル・跳躍・投擲	中・長距離	
9/ 15 (月)	強	〇40秒間走×3 〇SD30m×3 〇インターバル200m×10 60m×2 2S	〇30秒間走×3 〇S・S30m×5 〇技術練習	〇20秒間走×3 〇ペース走1000m 2000m 3000m 2000m 1000m (600mW)	
16 (火)	強	〇100m+100m+100m×3 (+=100m折り返し)(R=8') 100m+100m+100m×2 (+=100m折り返し)(R=8') 〇折り返し走 100m×3 〇タイヤ押し20m×5	〇SD30m×5 〇技術練習	〇ペース走600m×5 2S (R=4'3"2'1") 〇折り返し走 100m×3	
17 (水)		ACTIVE REST			
18 (木)	強	〇レベティション 150m+70m 5S (R=8')	-- "#	〇変則レベティション 400m-600m-400m 2S (R=8'10')	
		〇ハンテイング30m×5 ネットング30m×各3 競歩ハンテイング30m×各3	-- "# -- "# -- "#	-- "# -- "# -- "#	
19 (金)	強	〇ウエイト5種 フットライト・グリーン スクワット・ベンチプレス -ヒールレス 5S 〇S・S50m×10 2S	-- "#	〇20' Jog 〇1500m T.T	
20 (土)	中	〇加速走20m×2 〇加速走(スタップ口有) 30m×2 40m×2 50m×1 60m×1 〇T.T 100m×1 150m×1	-- "# 〇技術練習	〇ビルドアップ6000m 〇テンボ走600m×2 〇S・S50m×10 2S	
21 (日)	中	REST			

陸上競技部 冬季練習メニュー Part I

~11月~

月	火	木	金	土
専門系 7:00 7:15 7:45 7:50	〇W-Up ●月・水・・・サーキット5周 〇火・金・・・20' Jog → 50m折り返し走×10 〇Walk-Down 〇集合			〇W-Up 〇ドリル 〇フォーム5本 〇40秒間走 ↓ 30秒間走 ↓ 20秒間走
午後系 15:20 (月)	〇W-Up 〇ドリル 〇ペース走 ・600m×5 2セット (休4分、3分 2分、1分)	〇W-Up 〇エンドレス・ リレー ・200m×5	〇W-Up 〇林道コース 8周 ・ペース走 又は ・ビルドアップ	〇W-Up 〇ウエイト トレーニング 5セット ・アップライト 又は ・ベンチプレス ・スクワット ・ヒールレイズ 〇本練習は状態 を見ながら、 連絡
	セット間 10分休		※連続20回を 速くやる。 途中で止まっ たら、始めか ら!!	井原公園練習 (月1~2回) 坂上り 坂下り クロスランジ など
17:10	〇C-Down 〇グラウンド整備			
17:20	〇集合			
17:30	完全下校			

2 保護者と連携を図った活動例（保護者宛通知例）

本校T部では、学校と保護者会が連携を図り、保護者会を開催しました。実施する場所は、学校を使うこともありますが、時間が遅いこと、保護者の方の利便性も考えて市民センターや公民館などで行うことも多いです。

顧問の立場からは、1年間の活動予定や、保険、活動経費などについて、保護者の立場からは練習試合や、大会等の当番などについて説明と話し合いが行われました。

学校が保護者会と連携を図り、会計や試合等における引率の補助などの運営面の協力を得ることで、顧問の負担が軽減し、生徒の活動がより充実しました。

以下に、保護者会で配布した通知・資料などの例を示します。

【保護者会開催のお知らせ】

平成 25 年〇月〇日	
〇〇部 保護者各位	保護者会長 〇〇 〇〇
保護者会開催のお知らせ	
保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。	
さて、1年生も正式に入部し、保護者会の活動等について説明させていただきたく、下記のように会議を予定いたしました。ご多忙中のところとは思いますが、ご参加くださいますようお願い申し上げます。	
記	
日時	〇月〇日 午後7時～ 〇〇地区市民センター
内容	・顧問の話（心得・年間計画・練習試合について・・・） ・保護者会規約 ・部費・保険について ・その他

【年度当初の保護者会で示す資料の例】

〇〇中学校〇〇〇〇部の約束	
	顧問 〇〇〇〇
1	部活動だけでなく、学校生活でもきちんとした態度で過ごす。
2	挨拶をきちんとする。
3	時間、校則、部の約束等をきちんと守る。
4	休むときには部長、または、顧問に必ず連絡する。
5	部活終了後は寄り道や買い食いをしないで帰る。
6	土日の練習は普段の通学手段と同じです。また、お金や携帯電話など不要なものは持っていないこと。また、持ってきた飲み物を登下校中に飲むようなことはしない。

【入部にあたっての留意点】

〇〇中学校〇〇〇部入部にあたって

- 1 活動目的 ・部活動を通して心身を鍛え、礼儀作法や礼の心を身につける。
- 2 活動について ・基本的には月・火・木・金・土の練習（日に行ったときは月が休み）
・土日には練習試合が入ることがある。
・第3日曜（家庭の日）は休み
・朝練は7：15～
- 3 部員心得 ・部活だけの人間になってはいけない。
・時間を守る。
- 4 用具について ・ラケット、シューズ、ユニフォーム、ウィンドブレーカーは個人購入。
- 5 選手選考基準 ・基本的には下記の事項を踏まえ、総合的な判断により選手を選考します。
・学校生活できちんとした行動をとっている生徒
（服装・言葉遣い・授業態度・挨拶など）
・部活の練習に理由無く休まず参加している生徒
・時間を守って行動している生徒
・上記の4つを理解し、行動できる生徒
- 6 地域との連携 ・地区体育祭や地域での行事への参加やボランティア活動への参加要請があった時には、積極的に参加すること。

【関東・全国大会等参加のお知らせ】

平成〇年〇月〇日

〇〇部保護者各位

〇〇中学校〇〇〇部 顧問〇〇〇〇

関東大会参加のお知らせ

日ごろより本校〇〇部の活動にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。
さて、今年度は予選を勝ち抜くことができ関東大会に参加することとなりました。
つきましては、下記の通り計画いたしましたので、趣旨をご理解の上ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、参加の可否については、〇日までに顧問までご報告願います。

記

- 1 日時 8月〇日～8月〇日
- 2 場所 〇〇市青少年センター 体育館・宿泊所
- 3 費用 〇〇〇〇円 内訳 宿泊費・食事代・交通費…
- 4 引率 〇〇〇〇、〇〇〇〇
- 5 持ち物 体操着、下着類、洗面具、入浴具、保険証の写し…

3 楽器などを有効に借用した活動例

(資料編P49, 50参照)

(1) 借用書について

音楽部・吹奏楽部での活動では、顧問教諭は毎年楽器の確保に苦慮しています。約30種類以上(管楽器・打楽器)の楽器を使用して練習します。

演奏したい曲によっては、使用しなければならない楽器が足りないために、選曲をあきらめなければならないこともあります。そのため、各小・中・高等学校の顧問同士が協力し合い、自校で使用していない楽器を借用しあうことがあります。

その際には「借用書」(例参照)に借用品、借用期間、破損の場合の処置等を明記し、学校長の承認を得て、借用を依頼するとよいでしょう。

生徒に対しては、楽器を丁寧に扱うよう指導を徹底するとともに、借用期間を厳守するようにします。

(「借用書」の例)

		平成〇年〇月〇日
		〇〇中学校長〇〇〇
〇〇中学校長様		
借 用 書		
次の物品について、下記のとおり貴校吹奏楽部よりお借りいたします。なお、借用期間中に破損が起きた場合には、当方が責任を持って修理など必要な処置を講じた上でご返却いたします。		
記		
1. 借用品	コントラバス	1台
2. 借用期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	
		連絡先
		〇〇中学校吹奏楽部顧問 〇〇〇〇
		電話番号 〇〇〇〇

(2) 学校物品有効活用システム

教育情報システムの、「みんなのキャビネット」内に、「貸します」「譲ります」と物品一覧が記入されています。中には金管楽器や弦楽器、和楽器もありました。是非有効活用されるとよいでしょう。

(3) 成果

特に打楽器は種類も多く、毎年使用しない楽器もあります。楽器は非常に高額で、すぐに購入計画は立てられないため、中学校同士のみならず、高校の先生や小学校の先生にもお願いをし、借用させてもらったことで、幅の広い選曲や演奏活動が可能になりました。

4 外部指導者と連携を図った活動例(1)

(1) 概要

本校では3年前より弓道部に外部指導者を配置しました。弓道は、指導に当たり専門的な知識や技能が必要な種目ですが、本校では部員が多くいるにもかかわらず専門的な指導ができる顧問がいなかったため、栃木県弓道連盟のK先生に外部指導者を依頼しました。

その先生は、週1回の活動の中で、まず意識改革からスタートさせ、最終的に多くの有段者を生みました。部員も積極的に活動し、弓道の技術はもとより、中学生年代に必要なマナーや礼儀など多くのことを学びました。弓道経験のない顧問も、その先生の薦めにより弓道を学び、3年間で弓道3段まで昇進できました。



	月	指導内容	予定回数	月	指導内容	予定回数
	実施計画	5月	1年生(新入部員)に向けての技術指導	3	10月	↓
6月		↓	4	11月	大会に向けての技能指導	4
7月		↓	4	12月	↓	2
8月		審査会に向けての体配指導	2	1月	審査会に向けての体配指導	4
9月		↓	4	2月	大会に向けての技能指導	1

(2) 成果

- ・ いままでは有段者が数人ほどでしたが、外部指導者の技術指導により3年生になれば、ほとんどの部員が初段以上の有段者となりました。
- ・ 弓道を通してマナーや礼儀作法を学んだことにより、学校生活においても規範意識が生まれました。
- ・ 平成21年度には地区大会において優勝し、県大会でも常連となるなど技能も向上し、実力も定着してきました。

5 外部指導者と連携を図った活動例(2)

(1) 外部指導者に指導を依頼した経緯

本校の剣道部は、専門的な指導をできる教員がいなかったため、ここ数年毎年のように部活動顧問が交代していました。そのような状況の中でも地域の道場に通っている生徒たちが中心となってある程度のレベルの部活動を行うことができていました。

しかし、2年前に小学校の時から活躍し、高レベルの技術を持った生徒数人が本校に入学すると同時に、競技未経験の教員が顧問となり、部活動の在り方について考えさせられることとなりました。そんな折に、保護者の熟練者が、外部指導者を引き受けてくれることになりました。



(2) 指導の成果

外部指導者が熱心に指導してくれたおかげで、大会の結果や生徒の普段の練習への取り組み方に変化が現れてきました。外部指導者には主に大会日及び休日を中心に指導してもらっていますが、平日の練習においても、生徒それぞれが目標を持って自主的に取り組むようになりました。

(3) 連携にあたって考えたこと

これまでのことを振り返って、次のようなことが大切であると考えました。

- ① 顧問教諭と外部指導者が、部活動運営等について常に共通理解を図ることにより、生徒に指示を出す際の顧問教諭と外部指導者の指示の統一が図れる。
- ② 顧問教諭は練習試合の設定や練習場所の確保、また、外部指導者は全面的に技術指導を行う、さらに、大会登録メンバーなどは、外部指導者と顧問教諭が相談の上決定し、顧問が発表するなど顧問教諭と外部指導者の役割分担を明確にする。
- ③ 顧問教諭と外部指導者の信頼関係が良好に保てるよう、連絡を密にとる。
- ④ 外部指導者も交えて、部の指導方針や考え方を保護者に伝え、ご理解をいただく。

(4) まとめ

外部指導者と連携を図った取組を紹介しましたが、大会の結果などで成果が得られたのは、素晴らしい外部指導者を得られたこと、そして、強い部員が集まってきたからであると思います。外部指導者の皆様は、子どもたちに教えることに熱心であり、時には熱心さのあまり、生徒や保護者あるいは顧問との間に誤解が生じることもあると聞いています。そのような時は、生徒のことを一番に考え、顧問教諭が調整していく必要があると考えます。今後も、外部指導者の方が指導してくださることに感謝を忘れないようにしていきたいと思います。

6 基本的生活習慣を重視した部活動運営例

(1) 概要

本校野球部では、部活動における「子どもたちの健全育成」を大きな目標として掲げ、次の4つを徹底して指導しました。それらが守れなければ部活動への参加を認めないというような厳しい指導も行いました。また、学級担任と連携を図ることにより、自然と生徒の様子を把握することができ、指導に役立てることができました。

- ① 基本的生活習慣を身に付けることの徹底、登校時間の厳守、給食を落ち着いて食べる、清掃の徹底
- ② 授業への積極的な取り組み
- ③ 係・委員会活動・生徒会活動への積極的参加の奨励
- ④ 学校行事・クラス行事への前向きな参加

⑤ 保護者や周りの大人に対して感謝の気持ちを持たせる

活動用具・健康な体・食事・遠征時の送り迎え・活動費の捻出・環境づくりなど、たくさんの支援があるから、部活動に取り組んでいることを理解させる。

練習などに保護者が顔を出した時などは、気が付いた者からあいさつし、その後、みんなであいさつするように指導している。あいさつを交わすと、保護者や多くの先生から認められ、自然と活動にも集中することができ

⑥ 小さな変化を見逃さないために

毎日同じ内容の繰り返しの練習の中で、その成果や成長を見取することはなかなか難しい。指導者が小さな変化を見逃さないためには、声かけを大切にし、気付いたり感じたりしたことをできるだけ本人と話すことは、子どもの励みとなる。

子どもが、一つの課題をクリアできれば、指導者がいないところでも、自然に頑張れるようになるものである。目標を持つ生徒が増えるとチームとしての取り組みもまた真剣になってくる。

(2) 成果

基本的な生活習慣に関する指導を徹底したことにより、平日の限られた時間をただただと過ごすことから、少しずつ脱却することができました。特に冬場の30分しかない日でも、時間を有効に使い、メニューを黙々とこなす生徒が増えてきました。

また、小さな変化を見逃さず、積極的に生徒に声をかけたことにより、取組の真剣さが変わってきました。私は生徒をほめるのが苦手でしたが、生徒は実際にほめてもらえると、ほとんどの生徒が嫌な気はしないようです。

これらの方針がチーム全体に浸透することにより、指導者も放課後や休日の時間が楽しくなり、保護者と話をする時間が増え、情報をたくさん得ることもでき、指導に役立てられるようになりました。



7 専門外の種目を指導した活動例

(1) 概要

専門外である陸上競技部の顧問を引受けた時に、悩んだのが練習計画の立案である。前任者の残した資料を参考にしながら生徒と練習を始めたが、短距離や長距離種目の練習内容の違いや多種多様な種目があり、専門の練習メニューが必要であることなど、大変な部活動を引受けてしまったと感じたものである。生徒指導面や精神性の指導などは、どの部活動でも共通のものであるから問題はないが、全くの専門外種目となると練習内容や具体的な指導方法は、一から勉強しなくてはならず、誰もが苦勞するところであろう。

(2) 取組内容

私がまず取り組んだことは、専門の文献を探すことやインターネットでの検索です。

中学生向けの陸上専門書を探すのは困難ですが、中学生の陸上競技に関するサイトは容易に検索することができました。年間指導計画や毎月の練習メニューなど細かく記載されているところもあり、大いに参考になりました。あるサイトは情報量が豊富で、掲示板での情報交換なども行われており、疑問解決のツールになりました。そこで得た練習計画案を、自校の実情に合わせて修正をし、生徒に配り練習の指針としました。

次に行ったことは、他校の練習内容を取り入れることです。

土日は総合運動公園の陸上競技場で練習を行うようにしました。複数の学校が練習に来ているので、どのように活動しているのかを取り入れようという狙いでした。師の技は盗み見して覚えろという見習い職人の気持ちになって、基本練習内容や細かい選手の動きなど、練習風景を観察し、よい部分をメモしました。そして、自校の練習計画の参考にしました。

また、合同練習会や用具メーカーの行う陸上教室などにも参加し、専門種目の指導やトップアスリートから直接のアドバイスを受けることができました。生徒は自分の専門種目で活躍している選手から声をかけられることで、励みになったようです。指導者にとっても、悩んでいた部分の解決の糸口になったので、こういう機会があるのはありがたいと思いました。

関東大会や全国大会などの上位大会に自校の選手が出場できなくても、生徒を連れて行って見に行ったり、オリンピックや世界陸上などの番組を録画し雨天時の練習に活用したりしました。

用具の面でも、ミニハードルなどを購入する予算が足りなときは、ホームセンターで材料を買ってきて自作しました。部活動に役立つと思うことは、とにかく何でもやってみました。

(3) 成果

顧問が競技経験者ではなくても指導することは可能です。外部指導者に指導を仰ぐのも1つの方法ですが、顧問をまかされた以上、その競技に興味をもってやってみることが大切だと思います。その気持ちが自身の競技の専門性や知識を高めることにつながり、自分自身にとってもとても貴重な経験になりました。

8 合同部活動の活動例

(1) 概要

本校バレー部は3年生の引退にともない、1・2年生の部員がバレーボールに必要な人員数の6人を割りました。近隣の中学校でも同様の状況となっているため、これを補うために合同チームを結成する経緯となりました。なお、それぞれの部員の人数は5人で、合同期間は新人戦のある8月から翌年の3月までという条件で実施しました。

また、県全体では男子バレー部のチーム数は30を割り、競技人口は著しく低下しているため、これ以上の部の数の減少を避けるためという目的もありました。

(2) 実施上配慮した点

- 合同部活動実施について、あらかじめ保護者や生徒に意見を聞いた上で、校長に相談しました。
- 各種大会に参加できるかどうか、種目連盟に確認しました。
- 相手中学校の学校長の承認を得ました。
- 両校の保護者・生徒・顧問が集まり、次の内容を確認しました。
 - ・ 合同部活動の実施期間 ・活動経費 ・活動組織 ・活動に必要な用具
 - ・ 生徒や保護者の役割分担 ほか

(3) 成果

- ・ 生徒がこれまで続けてきたバレーボールを中学校においても続けられたのは大変有意義なことである。生徒に活動機会を提供するという所期の目的は達成できたと考える。
- ・ 合同チームになることによって、休部と廃部の危機を免れた。また、それぞれのチームの技術交流となり、競技力が向上したと感じる。

主な成績

宇河地区新人バレーボール大会 優勝

栃木県新人バレーボール大会 優勝など



資料編

◇新学習指導要領における部活動の記載について	33
◇部活動加入率の推移	35
◇学校別部活動設置状況一覧	36
◇部活動地域指導者派遣人数の推移	38
◇部活動地域指導者種目別派遣状況	39
◇熱中症について	40
◇AEDについて	41
◇学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応について	42
◇栃木県中学校体育連盟合同チーム編成規定	43
◇宇都宮市における指定校の変更に関する要綱	44
◇宇都宮市立小中学校物品の有効活用に関する要綱	49
◇運動部活動での指導のガイドライン	51
◇通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」	63
◇通知「体罰根絶宣言」	69

新学習指導要領における部活動の位置づけ

○中学校学習指導要領（平成20年3月告示）における部活動の位置づけ

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

【総則第4-2-(13)】

○中学校学習指導要領解説 総則編（平成20年9月）

中学校教育において大きな役割を果たしている「部活動」については、前回の改訂により、中学校学習指導要領の中でクラブ活動との関連で言及がなされていた記述がなくなっていた。これについて、平成20年1月の中央教育審議会の答申においては、「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育の一環としてこれまで中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である。」との指摘がなされたところである。

本項は、この指摘を踏まえ、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義、
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにするとの留意点、
- ③ 地域や学校の実態に応じ、スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うとの配慮事項、

をそれぞれ規定したものである。

各学校が部活動を実施するの当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

【総則編第3章第5節(13) P72】

○中学校学習指導要領解説 保健体育編（平成20年9月）

〈運動部の活動〉

運動部の活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。

したがって、生徒が運動部の活動に積極的に参加できるよう配慮することが大切である。また、生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行う必要がある。

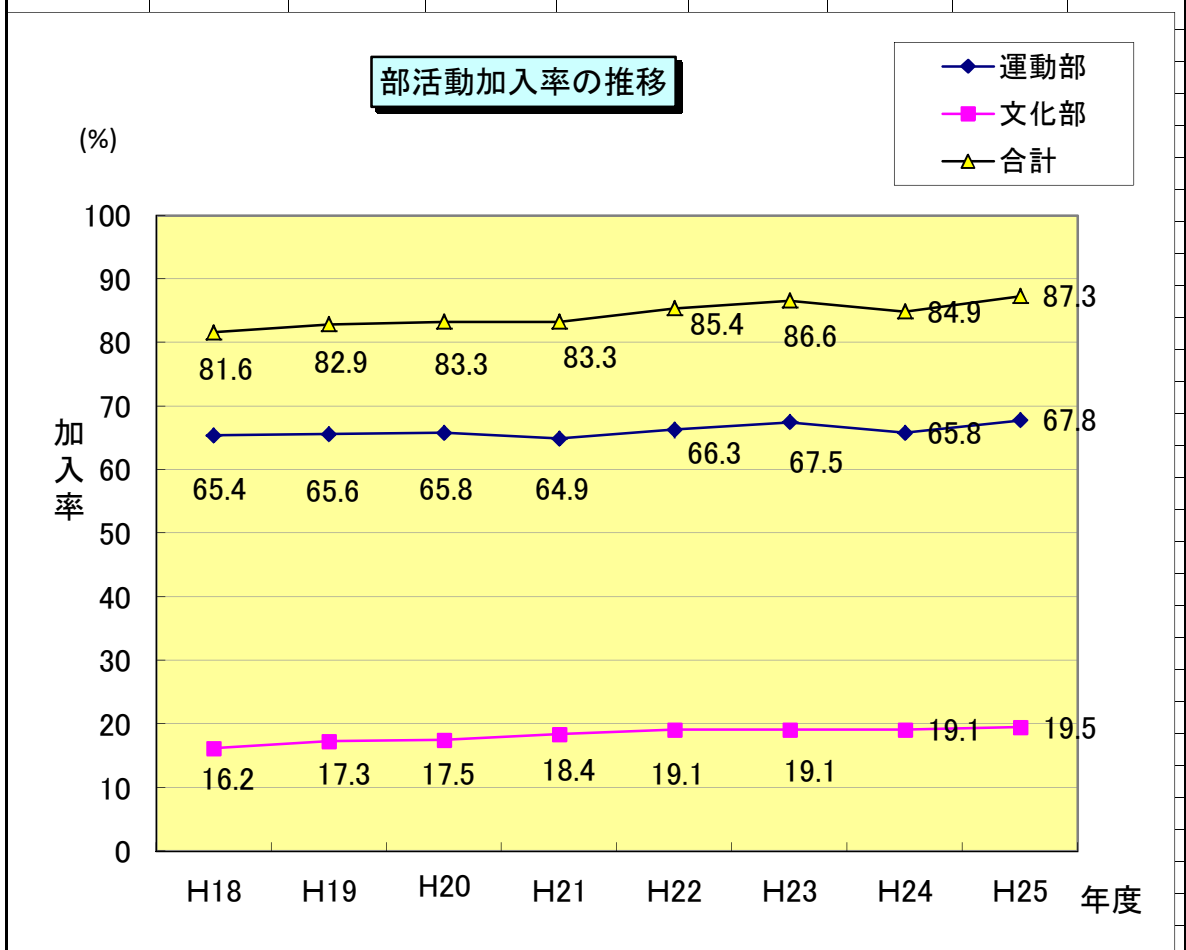
運動部の活動は、主として放課後に行われ、特に希望する同好の生徒によって行われる活動であることから、生徒の自主性を尊重する必要がある。また、生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指した活動にならないよう留意する必要がある。このため、運動部の活動の意義が十分発揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり、生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定したりするなど、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導することが必要である。

保健体育編第3章3 P170～P172



○ 部活動加入率の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
運動部	65.4	65.6	65.8	64.9	66.3	67.5	65.8	67.8
文化部	16.2	17.3	17.5	18.4	19.1	19.1	19.1	19.5
合計	81.6	82.9	83.3	83.3	85.4	86.6	84.9	87.3



運動部設置状況

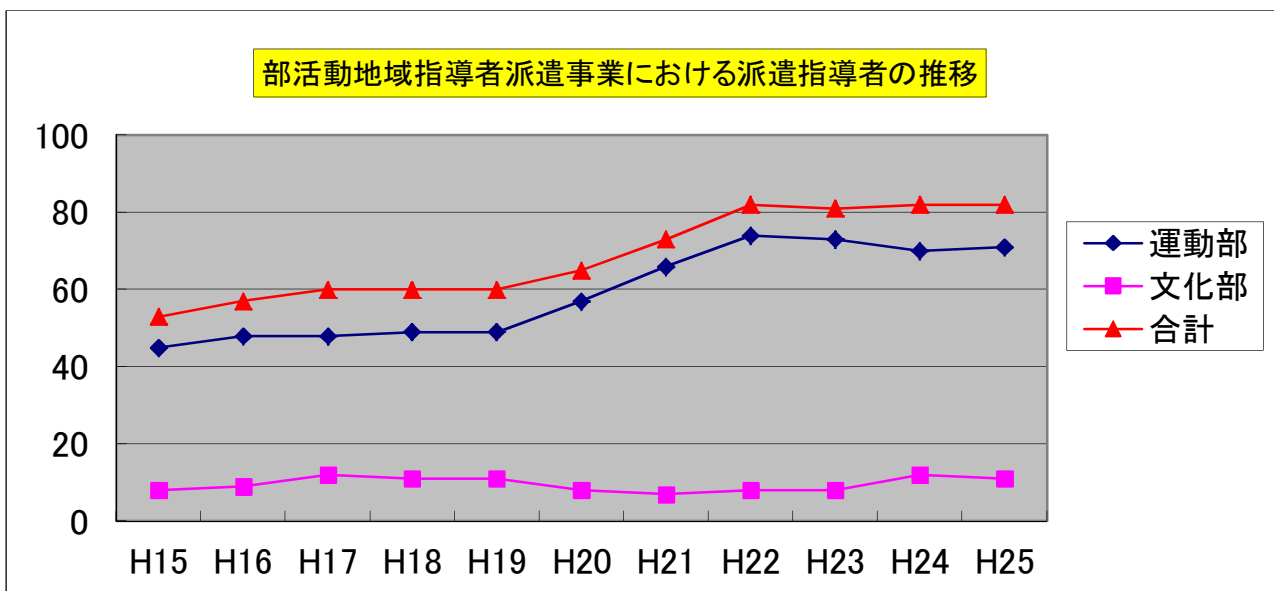
学校	性	陸上	バスケ	バレー	野球	サッカー	ソフトテニス	卓球	体操	水泳	ソフトボール	ダンス	バドミントン	柔道	弓道	剣道	新体	硬式テニス	合計
一条	男	●	●		●	●	●								●	●			7
	女	●	●	●			●								●				5
陽北	男	●	●		●	●	●	●					●	●		●			9
	女	●	●	●	●		●	●					●	●		●			9
旭	男	●	●		●	●	●	●		●			●		●	●			10
	女	●	●	●			●	●		●			●		●	●			9
陽南	男	●	●	●	●	●	●	●		●				●		●			10
	女	●	●	●	●	●	●	●		●				●		●			10
陽西	男	●	●		●	●	●	●		●					●	●			9
	女	●	●	●		●	●	●		●					●	●			9
星が丘	男		●	●	●	●	●	●		●			●		●	●			10
	女		●	●			●	●		●			●		●	●			8
陽東	男	●	●	●	●	●	●	●		●				●	●	●			11
	女	●	●	●			●	●		●	●			●	●	●			10
泉が丘	男	●	●		●	●	●	●		●			●		●	●			10
	女	●	●			●	●	●		●			●		●	●			9
宮の原	男	●	●	●	●	●	●	●		●					●	●			10
	女	●	●	●		●	●	●		●					●				8
清原	男	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●			11
	女	●	●	●			●	●					●		●	●			8
横川	男	●	●	●	●	●		●						●		●			8
	女	●	●	●			●	●								●			6
瑞穂野	男	●	●		●	●									●				5
	女	●	●	●			●								●				5
豊郷	男	●	●		●	●	●	●							●	●			8
	女	●	●	●			●	●							●	●			7
国本	男			●	●	●	●	●								●			6
	女		●	●			●	●								●			5
城山	男	●	●		●	●	●	●							●	●			8
	女	●	●	●	●		●	●							●	●			8
晃陽	男				●	●		●								●			4
	女		●	●				●								●			4
姿川	男	●	●	●	●	●	●	●						●		●			9
	女	●	●	●	●		●	●						●		●			8
雀宮	男	●	●		●	●	●	●								●			7
	女	●	●	●			●	●								●			6
鬼怒	男	●	●		●	●	●	●					●		●	●			9
	女	●	●	●			●	●					●		●	●			8
宝木	男	●	●		●	●	●	●						●		●			8
	女		●	●			●	●						●		●			6
若松原	男	●	●		●	●	●	●					●			●			8
	女	●	●	●			●	●			●		●			●			8
上河内	男		●	●	●	●		●											5
	女		●	●		●	●	●											5
古里	男			●	●	●	●	●						●	●	●			8
	女		●	●	●	●	●	●							●	●			8
田原	男	●			●	●	●	●						●		●			7
	女	●	●	●			●	●		●				●		●			8
河内	男			●	●	●	●	●					●	●					7
	女		●	●			●	●					●						5
計	男	19	20	11	25	25	21	23	0	7	0	0	8	10	13	22	0	0	204
	女	18	25	24	5	6	24	23	0	7	3	0	8	6	13	20	0	0	182
合計		37	45	35	30	31	45	46	0	14	3	0	16	16	26	42	0	0	386

NO.	学校名	吹奏楽	合唱	美術	科学 科学電子	情報 パソコン	演劇	放送	オリジ ナルイ ラスト	ハン ディク ラフト	手芸 家庭 園芸	百人一 首	茶華道	合計
1	一条	●	●	●	●									4
2	陽北	●		●	●		●							4
3	旭	●		●	●									3
4	陽南	●	●	●					●	●				5
5	陽西	●	●	●										3
6	星が丘	●	●	●	●		●						●	6
7	陽東	●	●	●	●		●	●						6
8	泉が丘	●	●	●		●	●				●			6
9	宮の原	●		●	●		●							4
10	清原	●		●		●								3
11	横川	●	●	●	●									4
12	瑞穂野			●		●								2
13	豊郷	●		●							●			3
14	国本	●		●										2
15	城山	●		●		●						●		4
16	晃陽	●		●										2
17	姿川	●		●		●	●							4
18	雀宮	●	●	●	●									4
19	鬼怒	●		●	●		●							4
20	宝木	●		●			●							3
21	若松原	●	●	●			●				●			5
22	上河内	●		●										2
23	古里	●		●	●									3
24	田原	●		●										2
25	河内	●		●										2
合 計		24	9	25	10	5	9	1	1	1	3	1	1	90

○ 部活動地域指導者派遣人数の推移

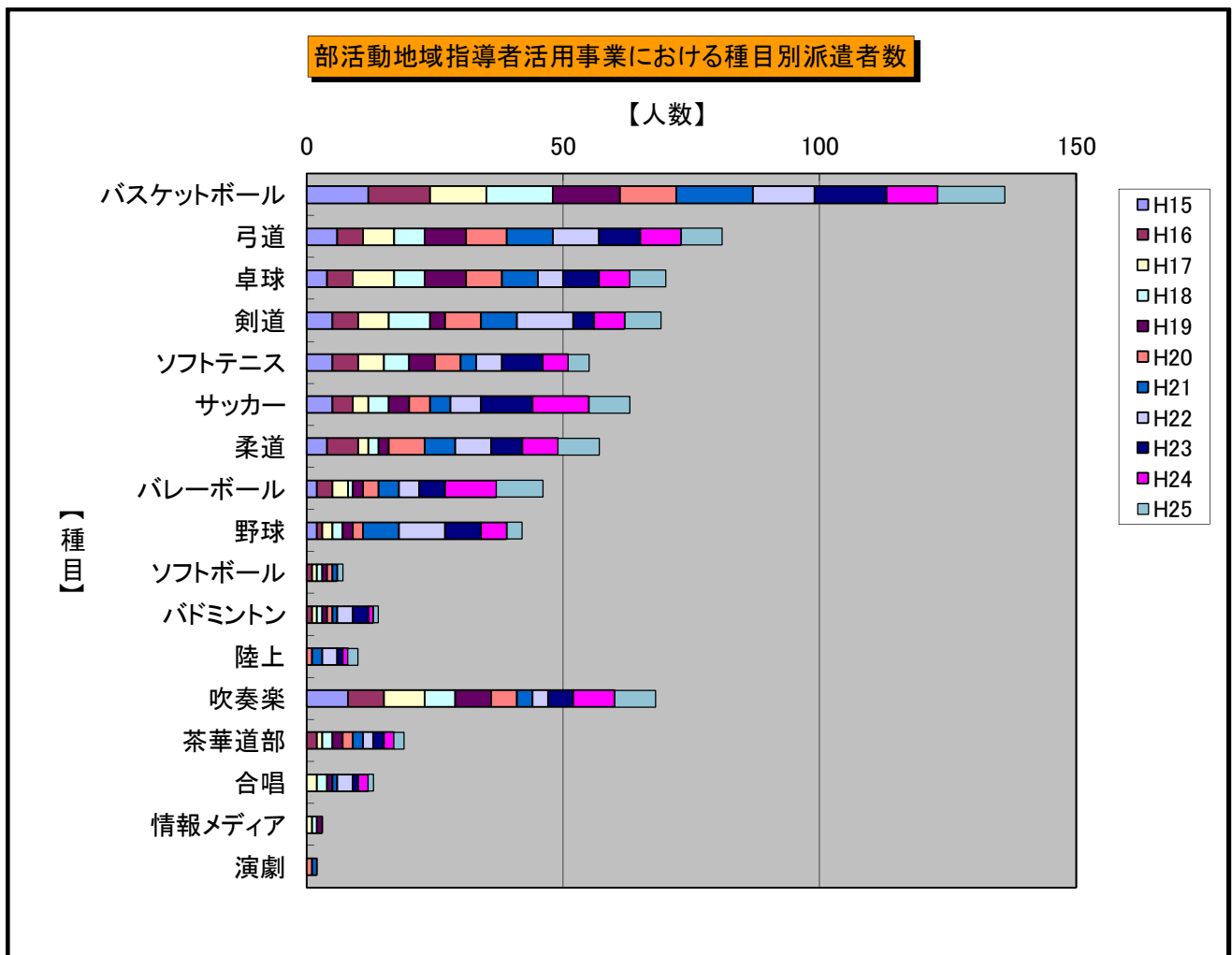
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
運動部	45	48	48	49	49	57	66	74	73	70	71
文化部	8	9	12	11	11	8	7	8	8	12	11
合計	53	57	60	60	60	65	73	82	81	82	82

※平成19年度より河内・上河内町の合併より4校増加



○ 部活動地域指導者活用事業における種目別派遣者数の推移

部活名		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
運動部	バスケットボール	12	12	11	13	13	11	15	12	14	10	13	136
	弓道	6	5	6	6	8	8	9	9	8	8	8	81
	卓球	4	5	8	6	8	7	7	5	7	6	7	70
	剣道	5	5	6	8	3	7	7	11	4	6	7	69
	ソフトテニス	5	5	5	5	5	5	3	5	8	5	4	55
	サッカー	5	4	3	4	4	4	4	6	10	11	8	63
	柔道	4	6	2	2	2	7	6	7	6	7	8	57
	バレーボール	2	3	3	1	2	3	4	4	5	10	9	46
	野球	2	1	2	2	2	2	7	9	7	5	3	42
	ソフトボール	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	7
	バドミントン	0	1	1	1	1	1	1	3	3	1	1	14
	陸上	0	0	0	0	0	1	2	3	1	1	2	10
	文化部	吹奏楽	8	7	8	6	7	5	3	3	5	8	8
茶華道部		0	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	19
合唱		0	0	2	2	1	0	1	3	1	2	1	13
情報メディア		0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3
演劇		0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
運動部	45	48	48	49	49	57	66	74	73	70	71	362	
文化部	8	9	12	11	11	8	7	8	8	12	11	66	
合計	53	57	60	60	60	65	73	82	81	82	82	428	



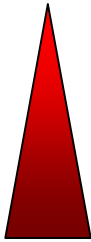
熱中症について

《熱中症の予防と対応》

熱中症とは

- 高温環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称です。
- 死に至る可能性がある病態です。
- 予防法を知っていれば防ぐことができます。
- 応急処置を知っていれば救命できます。

熱中症の症状

分類	症 状	重症度
I 度	<ul style="list-style-type: none"> ・ めまい、失神 ・ 筋肉痛、筋肉の硬直 ・ 大量の発汗 	<div style="text-align: center;"> <p>軽い</p>  <p>重い</p> </div>
II 度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 頭痛、気分の不快、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感 	
III 度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意識障害、痙攣、手足の運動障害 ・ 高体温 	

熱中症の対応

①涼しい環境への避難

- ・ 風通しのよい日陰や、クーラーが効いている室内などに避難させましょう。

②脱衣と冷却

- ・ 衣服を脱がせて、体から熱の放散を促します。
- ・ 露出させた皮膚に水をかけて、うちわや扇風機などで扇ぐことにより体を冷やします。
- ・ 氷嚢などがあれば、それを頸部、腋下部、鼠径部に当てて皮膚の直下を流れている血液を冷やすことも有効です。
- ・ 体温の冷却はできるだけ早く行う必要があります。重傷者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げるかにかかっています。
- ・ 救急隊を要請したとしても、救急隊の到着前から冷却を開始することが求められます。

③水分・塩分の補給

- ・ 冷たい水を与えます。
- ・ 応答が明瞭で、意識がはっきりしているなら、水分の経口摂取は可能です。
- ・ 「呼びかけや刺激に対する反応がおかしい」、「応えない（意識障害がある）時には誤って水分が気道に流れ込む可能性があります。また、「吐き気を訴える」ないし「吐く」という症状は、すでに胃腸の働きが鈍っている証拠です。これらの場合には、経口で水分を入れるのは禁物です。

④医療機関へ運ぶ

- ・ 自力で水分の摂取ができないときは、緊急で医療機関に搬送することが最優先の対応方法です。
- ・ 実際に、熱中症の半数近くがⅢ度ないしⅡ度で医療機関での輸液（静脈注射による水分投与）や厳重な管理が必要になっています。

（「熱中症環境保健マニュアル 2009（環境省）」からの抜粋）

AEDについて

AEDの設置

宇都宮市では、全公立小中学校にAEDを設置しました。緊急時には児童生徒はもちろん、学校利用団体等にも使っていただくことができます。

AEDとは

突然の心停止は、心臓がブルブルと細かくふるえる「心室細動(しんしつさいどう)」によって生じることが多く、この場合には、できるだけ早く心臓に電気ショックを与え、心臓の動きを取り戻すことがとても重要です。これを除細動といい、この電気ショックを行うための機器をAED(Automated External Defibrillator:自動体外式除細動器)といいます。

AEDは、コンピューターによって、心臓のリズムを自動的に調べて、除細動が必要かどうかを音声メッセージで指示してくれますので一般の人でも簡単に確実に操作できます。

救急救命士や医師による治療が実施される前に、現場に居合わせた人が心肺蘇生法を行いAEDを活用することで患者の救命率は格段に高くなるといわれています。



AED (ハートスタート FR2) 接続イメージ

AEDの設置場所

学校によって、設置場所が異なりますので、各学校に直接ご確認するか、各学校のホームページで確認してください。また、夜間や休日に学校施設を利用する団体は、事前に学校と連絡を取り、設置場所の鍵の管理等について確認してください。

AEDの使用方法

AEDは、音声により指示があるため、操作は簡単で誰でも使うことができます。

AEDを患者に装着すると、AEDによる電気ショックが必要であるのかどうかを自動的にチェックしてくれるため、電気ショックが必要ない患者に対して作動することはありません。そのため、医学的知識のない方でも安心して使用することができます。

なお、8歳未満又は体重25kg未満の小児には「小児用除細動パット」を使用してください。

救命講習について

市内の各消防署を会場に、毎月第2日曜日に応急手当講習会を開催しています。15歳以上の方ならどなたでも無料で参加できます。応急手当(AED使用法を含む)を学ぶことで、救急車が到着するまでの時間を適切な処置で対応できます。申込方法など詳しくは、宇都宮市のホームページ又は直接各消防署までお問い合わせください。

- ・中央消防署 電話番号：028-625-5500
- ・西消防署 電話番号：028-647-0119
- ・南消防署 電話番号：028-653-0119

【問い合わせ先】

学校健康課 632-2756
学校管理課 632-2759

学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応について

事務連絡

平成 19 年 5 月 31 日

各国公私立大学事務局 御中

各国公私立高等専門学校事務局 御中

各都道府県私立学校主管課 御中

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課 御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

学校における事故の防止と事故後の適切な対応については、かねてから幼児、児童、生徒及び学生の安全確保の一環として取組をお願いしているところです。

近年、スポーツ外傷等の後に、脳脊髄液が漏れ出し減少することによって、起立性頭痛（立位によって増強する頭痛）などの頭痛、頸部痛、めまい、倦怠、不眠、記憶障害など様々な症状を呈する「脳脊髄液減少症」とよばれる疾患が起こりうるのではないかとの報告が一部の研究者からなされています。

この疾患については、医学的な解明が進められている段階であり、スポーツ外傷等を原因として起きるかどうかも含め、いまだ定まった知見や治療法が確立しておりませんが、専門家の間で科学的な研究が行われています。

各学校やその設置者におかれては、上記のような報告がなされていることや、専門家による研究が実施されていることも踏まえ、事故が発生した後、児童生徒等に頭痛やめまい等の症状が見られる場合には、安静を保ちつつ医療機関で受診をさせたり、保護者に連絡して医療機関の受診を促すなどの適切な対応が行われるようお願いいたします。

また、事故後の後遺症として通常の学校生活を送ることに支障が生じているにもかかわらず、まわりの人から単に怠慢である等の批判を受け、十分な理解を得られなかったことなどの事例があるとの指摘もなされています。そのため、各学校においては、必要に応じ、養護教諭を含む教職員が連携しつつ、個々の児童生徒等の心身の状態に応じ、学習面を含め学校生活の様々な面で適切にご配慮頂きますようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会学校安全主管課にあつては、域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課にあつては所管の私立学校等に対してこの趣旨を周知するようお願いいたします。

(本件照会先)

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課学校安全係 電話：03-5253-4111 (代表) (内線 2917)
03-6734-2917 (直通)

FAX：03-6734-3794

(下線は宇都宮市教委による)

栃木県中学校体育連盟合同チーム編成規程

栃木県中学校体育連盟は、運動部活動参加生徒の減少で単独チームによる大会出場が困難な学校に配慮し、少人数の運動部にも大会出場の機会を与えるという趣旨から以下の条件で合同チームを編成し、栃木県中学校体育連盟主催の大会への出場を認める。

1. 活動の条件

合同チームは、両校の教員が顧問として学校の教育計画に部活動として位置付けられており、日常において計画的に活動している事が大会出場の前提条件となる。

また、合同チームの監督は、いずれかの学校の教員とする。

2. 編成の条件

(1) 種目と人数の範囲

合同チームの編成は、個人の部を持たない下記の団体種目に限定する。また、下記に示す競技に同時に出場できる人数（以下「競技人数」という）を下回った場合のみ合同チーム編成することができる。

1.バスケットボール 5人 2.サッカー 11人 3.ハンドボール 7人 4.軟式野球 9人 5.バレーボール 6人 6.ソフトボール 9人 7.ホッケー6人 8.アイスホッケー6人

(2) 編成の組み合わせ

(1) の条件に当てはまるチーム同士の合同チーム（2校の組み合わせのみ）。

3. 編成の範囲

同一地区内で、日常の活動に支障のない範囲とする。

4. 編成の手続き

合同チーム編成の条件を満たしている学校の校長は、教育上合同チーム編成が必要であるという判断のもと、合同が可能な範囲の学校に編成を働きかけることができる。

それぞれの学校間で校長が合同チームを編成することに合意した場合、当該校の校長はその旨を【様式1】で地区中体連会長に申請し、地区中体連で協議の上、承認の可否を判断するものとする。

申請は、大会ごとに、地区大会参加申し込み締め切り1ヶ月前までに行うものとする。また、承認の可否については、申請後10日以内に【様式2】で地区中体連会長より当該校の校長に連絡する。

承認した場合、地区中体連会長は【様式3】で栃木県中体連会長に報告する。

5. その他

チーム名については、合同する学校名を連記する。

勝利至上主義にならないように留意する。

編成規程について問題が生じた場合は、その都度理事会で協議して見直しを行うものとする。

附 則

本規程は、平成15年5月9日より施行する。

宇都宮市における指定校の変更に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の規定に基づき、学齢児童又は学齢生徒(以下「児童生徒」という。)の就学すべき小学校又は中学校（宇都宮市立小・中学校の通学区域に関する規則（昭和58年教育委員会規則第7号）に基づき指定された学校をいう。以下「指定校」という。）の変更に関する事務手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(指定校の変更申請)

第2条 保護者は、相当の理由により児童生徒を指定校以外の学校に通学させようとする場合は、教育委員会に申立することができる。

2 前項の規定により指定校を変更しようとする保護者は、就学指定校変更申請書に必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(審査)

第3条 教育委員会は、前条第2項の規定に基づき就学指定校変更申請書等を受理したときは、速やかに当該書類を審査するものとする。

(許可)

第4条 教育委員会は、第2条第1項の規定による保護者の申立の事由が、別表の一に該当し、かつ相当と認められるものについては、指定校の変更を許可することができる。

(許可の通知)

第5条 教育委員会は、前条の規定により指定校の変更を許可したときは、速やかに当該保護者に対し就学指定校変更許可書を交付するとともに、当該学校長に対し就学指定校変更許可通知書を交付するものとする。

(許可の取消等)

第6条 教育委員会は、第2条に基づく保護者の申請内容が事実と相違していると認められるとき又は申請事由が変更若しくは消滅したと認められるときは、指定校変更の許可を取消し、改めて就学すべき学校を通知するものとする。

(様式)

第7条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、指定校の変更に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
(学区外通学に関する事務取扱いについての廃止)
- 2 学区外通学に関する事務取扱い(昭和61年6月17日教育長決裁)は、平成5年3月31日限り廃止する。
(経過措置)
- 3 改正後の宇都宮市における指定校の変更に関する要綱は、この要綱の施行の日以後に許可を受ける者から適用し、同日前に許可を受けている者については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成6年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の宇都宮市における指定校の変更に関する要綱は、この要綱の施行の日以後に許可を受ける者から適用し、同日前に許可を受けている者については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の宇都宮市における指定校の変更に関する要綱は、この要綱の施行の日以後に許可を受ける者から適用し、同日前に許可を受けている者については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の宇都宮市における指定校の変更に関する要綱は、この要綱の施行の日以後に許可を受ける者から適用し、同日前に許可を受けている者については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の宇都宮市における指定校の変更に関する要綱は、この要綱の施行の日以後に許可を受ける者から適用し、同日前に許可を受けている者については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇都宮市における指定校の変更に関する要綱は、この要綱の施行の日以後に許可を受ける者から適用し、同日前に許可を受けている者については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇都宮市における指定校の変更に関する要綱は、この要綱の施行の日以後に許可を受ける者から適用し、同日前に許可を受けている者については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇都宮市における指定校の変更に関する要綱は、この要綱の施行の日以後に許可を受ける者から適用し、同日前に許可を受けている者については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇都宮市における指定校の変更に関する要綱は、この要綱の施行の日以後に許可を受ける者から適用し、同日前に許可を受けている者については、なお従前の例による。

(あて先) 宇都宮市教育委員会教育長

活動実績証明書

下記児童生徒が本会に所属し、活動していることを証明いたします。

在籍校名	宇都宮市立			学校				
児童生徒氏名								
生年月日	平成	年	月	日	性別	男	・	女
現住所	宇都宮市							
活 動 内 容	団体名							
	内容							
	場所							
	期間	平成	年	月	日	から現在まで在籍		
備考								

平成 年 月 日

・代表者住所：

・代表者氏名：

印

・連絡先：

就学指定校変更許可基準

別表（第4条関係）

種類	許可基準	期間	添付書類
市内間転居	<ul style="list-style-type: none"> ・在学中に市内の他の学区に転居した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業まで 	
市内間転居予定	<ul style="list-style-type: none"> ・家の新築等で、6か月以内に市内の他の学区に転居予定の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・転居予定日まで 	次のいずれかの写し <ul style="list-style-type: none"> ・建築確認通知書 ・建築請負契約書 ・売買契約書 ・物件引渡証明書 ・入居予定証明書 ・借入決定通知書
留守家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が共働き等の理由により、下校後に留守となる家庭で、児童の安全性等を考慮する必要がある場合（ただし、小学生に限る） 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校卒業まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務証明書（自営の場合は、近隣者の証明書） ・児童預かり証明書
身体的理由	<ul style="list-style-type: none"> ・病気や肢体不自由等の身体的理由により、通学、通院等の利便性や安全性を考慮する必要がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要とする期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書 ・学校長の意見書等
特別支援学級	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級に入級する必要があると認められる者で、指定校に該当する特別支援学級が設置されていない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要とする期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育センターの意見書
地理的理由	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地区が山や川等により分断され、通学の安全性等を考慮する必要がある場合 ・住民活動等を考慮し、教育委員会が特に指定した地域に居住する場合 ・指定校以外の学区の自治会や子ども会等に所属しているなど、子どもの教育への影響を考慮し、指定校の変更が必要と認められる場合 ・指定校までの片道の通学距離が、小学校概ね4km、中学校概ね6kmを超え、隣接する学校が指定校より近く安全な経路により通学できる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会を理由とする場合は、自治会長の証明書
外国人子女	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導が必要である外国人子女で、指定校に日本語指導講師が派遣されていない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業まで 	
指定校変更児童の中学校入学	<ul style="list-style-type: none"> ・指定校変更を受けた児童が、中学校入学の際、在学する小学校区の中学校を希望する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業まで 	
指定校変更児童生徒の兄弟	<ul style="list-style-type: none"> ・指定校変更の許可を受けた者の兄弟姉妹で、同一校に就学を希望する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業まで 	
部活動への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・一年以上の活動実績があり、活動継続希望の運動・文化活動を内容とする部が、就学指定校にない場合、または、指定校で廃部になった場合 ※ 変更先は近隣の学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校卒業まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動実績がわかる書類
その他の	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや不登校などにより、教育的な配慮が必要な場合 ・上記以外で、特に指定校以外の学校に就学する事由が相当と認められる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要とする期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会が指定する書類

宇都宮市立小中学校物品の有効活用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市立小中学校が所有する物品の有効活用を図るため、学校間における貸借及び保管転換を推進し、もって本市教育環境の充実に資することを目的とする。

(対象物品)

第2条 有効活用の対象とする物品は、各校が所有する市有物品で、学校長が貸借又は保管転換を認めた物品とする。

(管理)

第3条 物品の管理総括は、宇都宮市立学校財務事務取扱要綱（以下「要綱」という。）の定めるところにより、学校長が行うものとする。また、学校物品有効活用システム（以下「システム」という。）の管理については、学校長の委任により、財務事務担当者が行うものとする。

(物品)

第4条 各学校長が有効活用を認めた物品（以下「有効活用物品」という。）は、貸借又は保管転換の区分に基づき、システムに登録することより管理するものとする。

2 有効活用物品は、各校が定期的に更新し、順次有効活用物品の充実に資するものとする。

(貸借)

第5条 各校が、有効活用物品の貸借を行う際には、システムを使用し、貸借を行うものとする。

2 有効活用物品を借りたい学校（以下「借用校」という。）の学校長は、有効活用物品を所有する学校（以下「所有校」という。）宛連絡し、有効活用物品の貸借予約を行う。所有校の学校長は、システムに貸出登録作業を行い、物品貸出許可書（以下「許可書」という。）により借用校の学校長宛に貸出の許可を行うものとする。

3 借用物品を返却する際は、原状に復して返却しなければならない。

4 借用時に使用する消耗品類については、借用校が負担しなければならない。

(保管転換)

第6条 各校が、有効活用物品の保管転換を行う際には、システムを使用し、保管転換を行うものとする。

2 所有校及び保管転換を希望する学校（以下「保管転換希望校」という。）の学校長は、宇都宮市立学校財務事務取扱要綱の定めるところにより、物品保管転換通知書により、教育長の決裁を受けて物品の保管転換を行うものとする。

(運搬)

第7条 有効活用物品は、その物品の形状や運搬の緊急性を勘案し、次の各号のいずれかの方法により運搬するものとする。

(1) 市立小中学校通送業務委託車両による運搬

- (2) 借用及び保管転換希望校の学校職員による運搬
 - (3) 市有トラック等による運搬
 - (4) 業者による運搬
- 2 前項、第4号による運搬を依頼する場合においては、借用校及び保管転換希望校の学校長は学校管理課にその旨申し出るものとする。
- 3 前項の申出を受けた場合において、学校管理課がその必要性を認めたときは、その費用を負担するものとする。

(修繕)

第8条 借用校において有効活用物品を損傷したときは、借用校の学校長は、所有校の学校長へ速やかに損傷状況を報告するとともに、修繕しなければならない。

- (1) 修繕による原状復帰が困難なときは、同等品の購入により、代償しなければならない。
 - (2) 修繕若しくは購入が生じたときは、その費用を学校管理課が負担するものとする。
- 2 有効活用物品の運搬中に生じた損傷の修繕については、その費用を学校管理課が負担するものとする。
- 3 保管転換が可能な物品のうち、修繕を必要とする楽器等高額物品の修繕については、その費用を学校管理課が負担するものとする。

(社会教育等への貸与)

第9条 宇都宮市学校財務事務取扱要綱第20条の規定に基づき、学校教育上支障がない限り、有効活用物品を社会教育その他公共のために貸与することができる。

(様式)

第10条 この要領に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、有効活用物品の取扱に関し必要な事項は、教育委員会学校管理課長が別に定める。

附則

この要領は、平成20年3月1日から施行する。

運動部活動での指導のガイドライン

1. 本ガイドラインの趣旨について

- 運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下に運動やスポーツを行うものであり、各学校で多様な活動が行われています。
- 本ガイドラインに記述する内容は、これまでに文部科学省が作成した資料（「みんなで作る運動部活動」平成11年3月）等で掲げているもの、地方公共団体、学校、指導者によっては既に取り組んできたものもありますが、今後の各中学校、高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）での運動部活動での指導において必要である又は考慮が望まれる基本的な事項、留意点をあらためて整理し、示したものです。
- 本ガイドラインを踏まえて、各地方公共団体、学校、指導者（顧問の教員及び外部指導者をいう。以下同じ。）が、運動部活動での具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導を行うことにより、運動部活動が一層充実していくことを期待します。

2. 生徒にとってのスポーツの意義

- スポーツは、スポーツ基本法に掲げられているとおり、世界共通の人類の文化であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものとなっています。特に、心身の成長の過程にある中学校、高等学校の生徒にとって、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。
運動部活動において生徒がスポーツに親しむことは、学校での授業等での取組、地域や家庭での取組とあいまって、スポーツ基本法の基本理念を実現するものとなります。

○スポーツ基本法（平成23年6月24日 法律第78号）（抜粋）
第二条

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものである…（以下略）。

3. 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等について

①運動部活動は学校教育の一環として行われるものです

- 現行の学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことについて明確に示しています。

具体的には、中学校学習指導要領では、第1章総則で部活動について、第2章第7節

保健体育で運動部活動について、高等学校学習指導要領では、第1章総則で部活動について、第2章第6節保健体育で運動部活動について、下記のとおり規定しています。

なお、学習指導要領にこのように規定されたことをもって、生徒の自主的、自発的な参加により行われるとの部活動の性格等が変わるものではありません。

○中学校学習指導要領（平成20年3月）（抜粋）

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

第2章 各教科

第7節 保健体育

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

(2) 第1章総則第1の3に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

○高等学校学習指導要領（平成21年3月）（抜粋）

第1章 総則

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

第2章 各学科に共通する各教科

第6節 保健体育

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 第1章総則第1款の3に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意するものとする。

→中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領及び両学習指導要領の解説（総則編、保健体育編）を御覧ください。文部科学省のホームページでは下記に掲載されています。

- ・中学校学習指導要領 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/)
- ・中学校学習指導要領解説 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chukaisetsu/)
- ・高等学校学習指導要領 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/kou/kou.pdf)
- ・高等学校学習指導要領解説 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/1282000.htm)

②運動部活動は、スポーツの技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に意義を有するものとなることが望まれます

- 学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒に下記のような様々な意義や効

果をもたらすものと考えられます。

- ・スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
- ・体力の向上や健康の増進につながる。
- ・保健体育科等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。

学習指導要領で「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と規定されたことは、運動部の活動に関しては、主として保健体育科の目標である「心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる」ことを踏まえた活動を行うことなどを示しています。教育課程との関連を図る際の一つの取組として、各教科等で学習した内容を運動部活動で活用する取組、例えば、保健体育科の体育理論で学習した「運動やスポーツが心身の発達に与える効果と安全」、「運動やスポーツの効果的な学習の仕方」を活用して練習の計画を立案したり、また、保健体育科以外の教科等でも、中学校数学科で学習したヒストグラムを活用して試合での作戦や練習の方法を考えるなどの取組も想定されます。

- ・自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
 - ・自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
 - ・互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- このように、運動部活動は、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしていると考えられます。
- 継続的にスポーツを行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではありませんが、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることなどがないようにすること、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導が求められます。

③生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、運動部活動、総合型地域スポーツクラブ等が地域の特色を生かして取り組むこと、また、必要に応じて連携することが望まれます

- 生徒が取り組みたいスポーツの種目、身に付けたい技能や記録の向上の程度は様々です。より高い水準の技能や記録に挑むことを重視する生徒、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒、一つの種目よりも様々な種目に挑戦したい生徒等がいます。
- 各地方公共団体、学校では、生徒の多様なニーズを把握するとともに、それらに答え、運動部活動への参加の効果を一層高めるために、活動内容や実施形態の工夫、シーズン制等による複数種目実施、複数校による合同実施等の様々な取組が望まれます。さらに学校の取組だけではなく、総合型地域スポーツクラブ等との連携や地域のスポーツ指導者、施設の活用など、地域社会全体が連携、協働した取組も望まれます。その際には、学校、地域関係者が相互に情報提供し、理解しつつ、取り組むことが望まれます。

4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて

①顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう

〈学校組織全体での運営や指導の目標、方針の作成と共有〉

- 運動部活動は、顧問の教員の積極的な取組に支えられるところが大きいと考えられますが、学校教育の一環としてその管理の下に行われるものであることから、各活動の運営、指導が顧問の教員に任せきりとならないようにすることが必要です。

校長のリーダーシップのもと、教員の負担軽減の観点にも配慮しつつ、学校組織全体で運動部活動の運営や指導の目標、方針を検討、作成するとともに、日常の運営、指導において、必要な場合には校長が適切な指示をしたり、顧問の教員等の中で意見交換、指導の内容や方法の研究、情報共有を図ることが必要です。この取組の中で、体罰等が許されないことの意識の徹底を図ることも必要です。

- 目標、方針等の作成及び日常の指導において生徒の健康管理、安全確保、栄養管理等に取り組む場合には、学校内の保健体育科担当の教諭、養護教諭、栄養教諭等の専門的知見を有する関係者の協力を得ることも効果的であると考えられます。
- 生徒に対しても、各部内のみならず学校内の各部のキャプテンやリーダー的な生徒が横断的に活動の在り方等について意見や情報を交換することを促すことも望まれます。

〈保護者等への目標、計画等の説明と理解〉

- 保護者等に対して、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画等について積極的に説明し、理解を得ることが望まれます。

②各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう

〈外部指導者等の協力確保、連携〉

- 顧問の教員の状況や生徒のニーズ等によっては、当該スポーツ種目の技術的な指導は、地域などでの優れた指導力を有する外部指導者が中心となって行うことが効果的である場合も考えられます。

また、指導、健康管理等において、地域のスポーツドクター、トレーナー等の協力を得ることも有意義であると考えられます。

これらの外部指導者等の協力を得る場合には、学校の取組以外に、地方公共団体、関係団体、総合型地域スポーツクラブ、医療関係者等とも連携、情報交換しながら、協力を得られる外部指導者等の情報等を把握していくことが重要です。

〈外部指導者等の協力を得る場合の校内体制の整備〉

- 運動部活動は学校教育の一環として、学校、顧問の教員により進められる教育活動で

あることから、外部指導者等の協力を得る場合には、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、学校、顧問の教員と外部指導者等との間で十分な調整を行い、外部指導者等の理解を得るとともに、相互に情報を共有することが必要です。技術的な指導においても、必要などときには顧問の教員は外部指導者に適切な指示を行うこととして、指導を外部指導者に任せきりとならないようにすることが必要です。

- 外部指導者等は学校の取組に対する理解を深め、その目標や方針等を踏まえた適切な指導や取組を行うことが求められます。

③活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう

〈生徒のニーズや意見の把握とそれらを反映させた目標等の設定、計画の作成〉

- 運動部活動は、学校教育の一環として行われるものですが、生徒の自主的、自発的な参加によるものです。生徒の間には、好きなスポーツの技能を高めたい、記録を伸ばしたい、一定のペースでスポーツに親しみたい、放課後を有意義に過ごしたい、信頼できる友達を見付けたいなど、運動部活動を行うに際して様々な目的、目標があります。

各運動部活動の顧問の教員は、運営・指導者としての一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定することが必要です。

この場合、勝つことのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意した目標や指導の方針の設定が必要です。

- さらに、この目標の達成に向けて、長期的な期間や各学年等での指導（活動）内容とそのねらい、指導（練習）方法、活動の期間や時間等を明確にした計画を作成して、入部の際や保護者会などで生徒や保護者等に説明し、理解を得ることが重要です。
- 目標等の設定、計画の作成に際しては、運動部活動が、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味、関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなどにより、各学校の教育課程と関連させながら学校教育全体として生徒の「生きる力」の育成を図ることへの留意が望まれます。
また、活動をとおして生徒の意見等を把握する中で、適宜、目標、計画等を見直していくことが望まれます。

〈年間を通したバランスのとれた活動への配慮〉

- 生徒が、運動部活動に活発に取り組む一方で、多様なものに目を向けてバランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようにすること、生涯にわたってスポーツに親しむ基盤をつくることのできるようにすること、運動部活動の取組で疲れて授業

に集中できなくなることがないようにすること等が重要です。

厳しい練習とは、休養日なく練習したり、いたずらに長時間練習することとは異なるものです。年間を通して、一年間を試合期、充実期、休息期に分けてプログラムを計画的に立てること、参加する大会や練習試合を精選すること、より効率的、効果的な練習方法等を検討、導入すること、一週間の中に適切な間隔により活動を休む日や活動を振り返ったり、考えたりする日を設けること、一日の練習時間を適切に設定すること等を考慮しつつ、計画を作成し、指導を行っていくことが必要です。

これらは、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためにも、また、心理面での疲労回復のためにも重要です。

〈年間の活動の振り返りと次年度への反映〉

- 組織的な教育活動として、目標を生徒に示して共通理解を図りながら、具体的な活動を行い、成果を検証していくPDCAサイクルによる活動が望まれます。

実際の活動での効果的な指導に向けて

④適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう

〈科学的裏付け等及び生徒への説明と理解に基づく指導の実施〉

- 運動部活動での指導の内容や方法は、生徒のバランスのとれた心身の成長に寄与するよう、科学的な根拠がある又は社会的に認知されているものであることが必要であるとともに、運動部活動は生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえて、生徒に対する説明及び生徒の理解により行われることが必要です。

このため、指導者は、活動目標、指導の方針、計画、指導内容や方法等を生徒が理解できるように適切に伝えることが重要です。また、日常の指導でも、指導者と生徒間のコミュニケーションの充実により、練習において、誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいのか等を理解させていくことが重要です。

〈生徒が主体的に自立して取り組む力の育成〉

- 個々の生徒が、技能や記録等に関する自分の目標や課題、運動部活動内での自分の役割や仲間との関係づくり等について自ら設定、理解して、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげる、また、生徒同士で、部活動の方向性や各自の取組姿勢、試合での作戦や練習にかかる事柄等について、筋道立てて話し合う活動などにより目標達成や課題解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげるというような生徒が主体的に自立して取り組む力を、指導者は、指導を通して発達の段階に応じて育成することが重要です。

教育課程の各教科等での思考力・判断力・表現力等の育成とそのため言語活動の取組と合わせて、運動部活動でも生徒が主体的に自立して取り組む力の育成のための言語活動に取り組むことが考えられます。

〈生徒の心理面を考慮した肯定的な指導〉

- 指導者は、生徒自らが意欲をもって取り組む姿勢となるよう、雰囲気づくりや心理面での指導の工夫が望まれます。生徒のよいところを見つけて伸ばしていく肯定的な指導、叱ること等を場面に応じて適切に行っていくことが望まれます。指導者の感情により指導内容や方法が左右されないように注意が必要です。
また、それぞれの目標等に向けて様々な努力を行っている生徒に対して、評価や励ましの観点から積極的に声を掛けていくことが望まれます。

〈生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導〉

- 活動の目標によっては大きな肉体的な負荷を課したり、精神的負荷を与えた条件の下での練習も想定されますが、指導者は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握しながら指導することが大切です。また、キャプテンの生徒は心身両面で他の生徒よりも負担がかかる場合もあるため、適切な助言その他の支援に留意することが大切です。
- 指導者が試合や練習中に激励等として厳しい言葉や内容を生徒に発することもありますが、競技、練習継続の意欲を失わせるようなものは不適當、不適切です。
生徒の心理についての科学的な知見、言葉の効果と影響を十分に理解し、厳しい言葉等を発した後は生徒へのフォローアップについても留意することが望まれます。

〈指導者と生徒の信頼関係づくり〉

- 運動部活動は自主的、自発的な活動であるため、指導者が生徒に対して、指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、両者の信頼関係づくりが活動の前提となります。ただし、信頼関係があれば指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、決して許されません。

〈上級生と下級生、生徒の間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり〉

- 運動部活動は、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められます。
指導者は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、上級生による暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することが必要です。

〈事故防止、安全確保に注意した指導〉

- 近年も運動部活動で生徒の突然死、頭頸部の事故、熱中症等が発生しており、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための学校全体としての万全の体制づくりが必要です。
指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもつ

ていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意することが必要です。

また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保することができるようにすることが大切です。

安全確保のための取組を行う際には下記の資料も御活用ください。

(文部科学省)

○学校における体育活動中の事故防止について（報告書）平成24年7月

(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm)

(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

下記の資料のほか、災害共済給付業務を通じて蓄積された学校の管理下における事故の事例や統計情報等を提供しています。

(<http://jpnport.go.jp/anzen/home/tabid/284/Default.aspx>)

・学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点

・学校の管理下の災害—基本統計—

○学校における突然死予防必携

(http://jpnport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen_jouhou/taisaku/sudden/tabid/228/Default.aspx)

○熱中症を予防しよう —知って防ごう熱中症—

(http://jpnport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen_jouhou/taisaku/nettyuusyo//tabid/848/Default.aspx)

- 運動部活動中、顧問の教員は生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則ですが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力したり、あらかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動すること、部活動日誌等により活動内容を把握すること等が必要です。このためにも、日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解しておくことが望まれます。

⑤肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう

- 運動部活動での指導では、学校、指導者、生徒、保護者の間での十分な説明と相互の理解の下で、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所的、時間的環境、安全確保、気象状況等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法により行われることが必要です。
- 学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されません。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすこととなります。

校長、指導者その他の学校関係者は、運動部活動での指導で体罰等を厳しい指導とし

て正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要です。

学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問の教員から積極的に説明し、理解を図ることが望まれます。

日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年3月13日に「体罰根絶宣言」を発表しています。

日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年4月25日に「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しています。

両宣言は各団体のホームページに掲載されています。

- 学校教育において教員等が生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、「当該児童生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。これにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」とされています。（「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成25年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知））
- 運動部活動での指導における個別の事案が通常の指導か、体罰等の許されない指導に該当するか等を判断するに当たっては、上記のように、様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がありますが、参考として下記の整理が考えられます。
各地方公共団体、学校、指導者は、このような整理の基となる考え方を参考に、スポーツの指導での共通的及び各スポーツ種目の特性に応じた指導内容や方法等を考慮しつつ、検討、整理のうえ、一定の認識を共有し、実践していくことが必要です。

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

計画にのっとり、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、下記のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

（生徒の健康管理、安全確保に留意し、例えば、生徒が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶついたりするようなこと、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきです。）

（例）

- ・バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。

- ・柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者の生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。
練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。
- ・野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
- ・試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

運動部活動での規律の維持や活動を円滑に行っていくための必要性、本人への教育、指導上の必要性から、必要かつ合理的な範囲内で下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

(例)

- ・試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- ・練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

有形力の行使であるが正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）として考えられるものの例

上記の「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」では、「児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置である懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。」とされています。下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

○生徒から顧問の教員等に対する暴力行為に対し、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使

(例)

- ・生徒が顧問の教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、

体をきつく押さえる。

○他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ず行った有形力の行使

(例)

- ・練習中に、危険な行為を行い、当該生徒又は関係の生徒に危害が及ぶ可能性があることから、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが従わないため、生徒の腕を引っ張って移動させる。
- ・試合中に相手チームの選手とトラブルとなり、殴りかかろうとする生徒を押さえ付けて制止させる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。

また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されとの認識は誤りです。

指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

①殴る、蹴る等。

②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

(例)

- ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
- ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
- ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

⑤身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。

⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。

なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。

指導力の向上に向けて

⑥最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう

〈科学的な指導内容、方法の積極的な取り入れ〉

- 指導者は、効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践、経験にたよるだけでなく、指導の内容や方法に関して、大学や研究機関等での科学的な研究により理論付けられたもの、研究の結果や数値等で科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなど、スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に習得し、指導において活用することが重要です。

事故防止、安全確保、生徒の発達の段階を考慮せず肩、肘、腰、膝などの酷使によるスポーツ障害を防ぐことのためにも望まれます。

〈学校内外での指導力向上のための研修、研究〉

- 指導者は、国、地方公共団体、大学等の研究者、関係団体、医学関係者等による研修、講習や科学的な知見、研究成果等の公表の場を積極的に活用することが望まれます。
地方公共団体、学校は、指導者のこれらの研修等への参加に際しての必要な配慮や支援が望まれます。
- 顧問の教員は、学校の教育課程での担当教科等や生徒指導上での指導の内容や方法の研究と同様に、運動部活動での指導方法等についても積極的な実践研究が望まれます。
学校内や地域の研究会などで、顧問の教員同士で共同して研究したり、研究成果を情報共有していくことも望まれます。

⑦多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう

〈校長等の管理職の理解〉

- 運動部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、校長等の管理職は、学校組織全体での取組を進めるために、運動部活動の意義、運営や指導の在り方について理解を深めることが重要です。

〈運動部活動のマネジメント力その他多様な指導力の習得〉

- 指導者は、運動部活動が総合的な人間形成の場となるよう、当該スポーツ種目の技術的な指導、ルール、審判に係る内容とともに、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させることが望まれます。



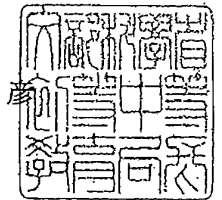
24文科初第1269号
平成25年3月13日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長

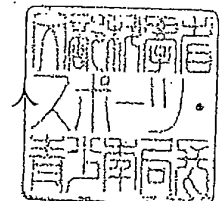
布 村 幸



(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長

久 保 公



(印影印刷)

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）

昨年末、部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為であり、平成25年1月23日初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」においても、体罰禁止の徹底を改めてお願いいたしました。

懲戒、体罰に関する解釈・運用については、平成19年2月に、裁判例の動向等も踏まえ、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（18文科初第1019号 文部科学省初等中等教育局長通知）別紙「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」を取りまとめましたが、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、改めて本通知において考え方を示し、別紙において参考事例を示しました。懲戒、体罰に関する解釈・運用については、今後、本通知によるものとします。

また、部活動は学校教育の一環として行われるものであり、生徒をスポーツや文化等に親しませ、責任感、連帯感の涵養（かんよう）等に資するものであるといった部活動の意義をもう一度確認するとともに、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであると

いう認識を持ち、部活動の指導に当たる教員等は、生徒の心身の健全な育成に資するよう、生徒の健康状態等の十分な把握や、望ましい人間関係の構築に留意し、適切に部活動指導をすることが必要です。

貴職におかれましては、本通知の趣旨を理解の上、児童生徒理解に基づく指導が徹底されるよう積極的に取り組むとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知の周知を図り、適切な御指導をお願いいたします。

記

1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

2 懲戒と体罰の区別について

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合

は、体罰に該当する。

3 正当防衛及び正当行為について

- (1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。
- (2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

4 体罰の防止と組織的な指導体制について

(1) 体罰の防止

- ① 教育委員会は、体罰の防止に向け、研修の実施や教員等向けの指導資料の作成など、教員等が体罰に関する正しい認識を持つよう取り組むことが必要である。
- ② 学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要である。
- ③ 校長は、教員が体罰を行うことのないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要である。また、教員が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できるようにするなど、日常的に体罰を防止できる体制を整備することが必要である。
- ④ 教員は、決して体罰を行わないよう、平素から、いかなる行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解しておく必要がある。また、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直すとともに、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要である。

(2) 体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底

- ① 教育委員会は、校長に対し、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告する

よう求めるとともに、日頃から、主体的な体罰の実態把握に努め、体罰と疑われる事案があった場合には、関係した教員等からの聞き取りのみならず、児童生徒や保護者からの聞き取りや、必要に応じて第三者の協力を得るなど、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。あわせて、体罰を行ったと判断された教員等については、体罰が学校教育法に違反するものであることから、厳正な対応を行うことが必要である。

- ② 校長は、教員に対し、万が一体罰を行った場合や、他の教員の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、校内における体罰の実態把握のために必要な体制を整備することが必要である。

また、教員や児童生徒、保護者等から体罰や体罰が疑われる事案の報告・相談があった場合は、関係した教員等からの聞き取りや、児童生徒や保護者からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。

加えて、体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告することが必要である。

- ③ 教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ることが必要である。

5 部活動指導について

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみ固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。

- (2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。

指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。

- (3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

【別紙】

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

- 身体に対する侵害を内容とするもの
 - ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
 - ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
 - ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
 - ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
 - ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
 - ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
 - ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

- 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの
 - ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
 - ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
 - ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
 - ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
 - ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
 - ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

以上

栃中体連第84号
平成25年3月14日

所属長様
学校関係者様

栃木県中学校体育連盟
会長 市村 勝義
(公印省略)

「体罰根絶宣言」について

平素より、本連盟の活動に御理解、御協力いただきまして感謝申し上げます。

さて、この度（公財）全国高等学校体育連盟会長及び（公財）日本中学校体育連盟会長の連名にて、標記の件について別添写しのとおり通知がありました。

関係各位におかれましては、改めて指導體制等の点検と運動部活動における適切な指導が行われますよう特段の御配慮をお願いいたします。

加えて、運動部活動に携わるすべての指導関係者に周知徹底していただきま
すよう、お願いいたします。



重要

平成 25 年 3 月 13 日

(公財) 全国高等学校体育連盟

会 長 三 田 清 一

(公財) 日本中学校体育連盟

会 長 三 町 章

体罰根絶宣言

運動部活動中の指導者の体罰が背景にあり、そのことによって高校生が自殺すると言う大変痛ましい事件が大阪市の高等学校で発生したことを踏まえ、平成 25 年 1 月 18 日 (公財) 全国高等学校体育連盟は「運動部活動における体罰根絶に向けて (通知)」を、また (公財) 日本中学校体育連盟は平成 25 年 1 月 31 日「運動部活動の指導のあり方」を全国に向けて発信した。

その後、全国高等学校体育連盟では各都道府県体育連盟を通して体罰事案の発生について調査を行った。その結果から運動部活動の指導中において残念ながら今もって体罰が存在することが判明した。

また、日本中学校体育連盟においても、以前から運動部活動指導者の体罰における処分の事案が確認されている。

日々、全国の各高等学校や中学校において学校教育活動の一環として行われている運動部活動は、生徒の健全育成を目指すものであり、その中で指導者は生徒の生命を守り、人権を尊重し、個性を育んでいくことが使命として求められている。

従って、各学校の運動部活動指導者は多くの国民から、運動部活動の信頼を取り戻すべく最善の努力を、今、しなければならない。

(公財) 全国高等学校体育連盟、(公財) 日本中学校体育連盟および両組織の事業に参画する運動部活動指導者は体罰根絶に向けて最大の努力を行うことをここに宣言する。

本書作成に関する協力者

(敬称略)

【部活動に関する検討会】

水越 久夫 宇都宮市教育委員会教育監
片桐 幸枝 宇都宮市教育委員会学校健康課課長
坂本 俊二 宇都宮市立陽西中学校校長
富田 友子 宇都宮市立城山中学校校長
半田 全孝 宇都宮市立姿川中学校校長
宗像 茂 宇都宮市立陽東中学校校長
駒田 郁夫 宇都宮市立河内中学校校長
大豆生田將 宇都宮市立岡本西小学校校長
高橋 正彦 宇都宮市立篠井小学校校長
深井 賢司 宇都宮市立豊郷南小学校校長
神長 信夫 宇都宮市立横川中学校校長 (H21)
安納 則子 宇都宮市立岡本小学校校長 (H21)

【部活動指導者ハンドブック作成委員会】

恩田 道明 宇都宮市立陽北中学校教諭
御子貝和亮 宇都宮市立陽西中学校教諭
松ヶ下光一 宇都宮市立陽東中学校教諭
菊池 和子 宇都宮市立宮の原中学校教諭
宇賀神智之 宇都宮市立清原中学校教諭
鈴木 裕子 宇都宮市立横川中学校養護教諭
室井佐知子 宇都宮市立瑞穂野中学校教諭
手塚 路子 宇都宮市立姿川中学校教諭
北 正信 宇都宮市立鬼怒中学校教諭
佐藤 雅一 宇都宮市立若松原中学校教諭
牧野 卓郎 宇都宮市立河内中学校教諭

なお、宇都宮市教育委員会においては、次の者が本書の検討に参加し、
学校健康課学校保健体育グループが編集を担当した。

梓澤 昌徳 学校健康課課長補佐
小花 聡 学校健康課学校保健体育G係長 (H21)
横嶋 剛 学校健康課学校保健体育G係長
糸川佳寿子 学校教育課指導G係長
初谷 憲一 学校教育課教職員G係長
生田 敦 教育企画課地域学校園G係長
伊藤 雅幸 学校健康課学校保健体育G指導主事
坂本 篤史 学校健康課学校保健体育G指導主事
黒田 昌宏 学校教育課指導G指導主事
鈴木 佳之 学校教育課教職員G管理主事
塩田 道孝 スポーツ振興課市民スポーツG総括主査
村田 明重 文化課文化振興G指導主事

部活動の指導をとおして

★子どもたちが、専門的な知識や技能が習得できるよう支援しましょう！！

★子どもたちが、自分のよさを見つけ、伸ばしていけるよう支援しましょう！！

★子どもたちが、心と体をきたえ、たくさんの友達を作れるよう支援しましょう！！

部 活 動 指 導 者 ハ ン ド ブ ッ ク

■ 発 行 / 宇都宮市教育委員会

■ 連 絡 先 / 学校健康課学校保健体育グループ 028-632-2756

e-mail:u4614@city.utsunomiya.tochigi.jp

■ 発行年月 / 平成23年 3月

■ 改訂年月 / 平成25年12月